

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年 5月25日

【会社名】 シェアリングテクノロジー株式会社

【英訳名】 SHARINGTECHNOLOGY. INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役 引字 圭祐

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

【電話番号】 052-414-6025

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 篠 昌義

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号

【電話番号】 052-414-6025

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 篠 昌義

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
5,604,088円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
2,705,972,088円
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	916個
発行価額の総額	5,604,088円
発行価格	6,118円(本新株予約権の目的である株式1株当たり6,118円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成30年6月11日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	シェアリングテクノロジー株式会社 人事総務部 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
払込期日	平成30年6月11日
割当日	平成30年6月11日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号

- (注) 1. シェアリングテクノロジー株式会社第7回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年5月25日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
割当予定先の状況については、下記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は916,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初1,769円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。以下「下限行使価額」という。) 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は916,000株(発行済株式総数に対する割合は14.99%、割当株式数は1,000株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,626,008,088円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。 なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、916,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,948円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が1,769円を下回ることとなる場合には修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>上記第(2)号乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、上記第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,705,972,088円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年6月12日から平成32年6月11日まで(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 名古屋支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該組織再編行為の効力発生日より前の日でなければならない。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先である大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)より提案を受けた下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (2) 資金調達方法の選択理由 (本スキームのデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社はWEB事業を主力事業として行っており、200サイト程度のパーティカルメディアサイト(注)及び総合プラットフォームサイト「生活110番」を通じ、サービス提供者とサービス利用者との情報交換を仲介し、ライフサービス領域においてサービス利用者のニーズに応じた最適なマッチングサービスを提供しております。近年では、生活に密着したサービスを提供する専門業者(加盟店)のユーザー集客方法が電話帳や折り込みチラシといった従来の紙媒体への広告出稿からインターネットメディアを媒体とした広告出稿へと遷移してきており、当社加盟店においても同様の傾向が生じているものと認識しております。当社の業績を展望する上で重要な指標であるインターネット広告市場の動向につきましては総務省「平成29年版情報通信白書」によれば伸張を続けており、日常生活においてもIoT(モノのインターネット)が急速に普及しインターネットへの接続が容易になったこと等を背景とし、この傾向は当面続くものと認識しております。

このような状況下、当社は「求める人と提供する人を結びつけるマッチングサービスを高度なテクノロジーで成熟・進化させ、世の中に貢献して参ります。」という企業理念に基づき、パーティカルメディアサイトのコンテンツ強化やサービス提供範囲の拡充等既存事業の継続的な強化、及び「生活110番」のコンテンツ強化等による成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

そして、航空券予約サイトの運営や民泊型ホテル事業などの高い成長性が見込める新規事業への進出も進めており、順調なスタートを切っております。また、更なる成長性の追求及び強固な事業基盤を構築すべくM&Aを積極的に進めております。平成30年2月22日付で公表しました「M&Aに係るご説明資料」にて記載の通り、M&Aを3つの戦略(A：当社既存ビジネスにより培われたノウハウを活かし、短期の投資回収を図る B：M&A後に積極的な投資を行い企業価値の最大化を図る C：買収価格に対して純資産が潤沢であり、安定的な事業運営を目指す)に分けて捉え、慎重かつ幅広く検討を進めた結果、平成29年8月の上場以来8件のM&Aを実現しております。引き続き、既存ビジネスの強化、新規ビジネスへの投資、戦略的M&A等による積極的な事業展開を進めてまいります。

上記の通り、当社は既存ビジネス、新規ビジネス及びM&Aに対し積極的に資金投入を実施しておりますが、その所用資金については、事業から生み出されるキャッシュフローの他は主に銀行からの借入及び社債により賄っております。今後更なる積極的な事業展開を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的且つ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達が必要と判断し、それが実現できる本スキームでの資金調達を行うことを決定致しました。今回の資金調達は、中長期的に当社の事業価値を向上させ、既存株主の皆様利益に資するものであると判断しております。

なお、本新株予約権には、下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (1) 資金調達方法の概要 (当社の経営成績達成に関する本新株予約権の行使条件)」に記載のとおり、当社の経営成績達成に関する本行使条件(下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容 (1) 資金調達方法の概要 (当社の経営成績達成に関する本新株予約権の行使条件)」に定義します。)が設定されております。本行使条件の基準となる当社の連結ベースの経常利益(各四半期決算短信において公表される累計の連結ベースの経常利益を含み、当該決算短信において国際会計基準(IFRS)に従って算出された連結ベースの営業利益が公表されている場合には、当該基準に従って算出される連結ベースの営業利益とします。)550百万円以上という水準は、平成30年5月22日付で公表しましたプレスリリース「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載されている平成30年9月期の連結業績予想である経常利益450百万円を上回るものですが、当社としては平成30年9月期又は平成31年9月期以降においてさらなる企業成長を推進した上で資金調達を行うことを明確にするために本行使条件を設定いたしました。当社は、引き続き自己資金並びに既存の借入金及び社債発行による調達資金を活用し、WEB事業、新規事業、当社の子会社、M&Aへの積極的な投資等に取組み、業績拡大を図ることで本行使条件の達成を目指してまいります。平成30年5月22日付で公表しましたプレスリリース「塩谷硝子株式会社の株式取得(完全子会社化)に関するお知らせ」においてお知らせしました塩谷硝子株式会社の子会社化を含む複数の公表済みのM&Aが当社にもたらす可能性がある効果等も考慮の上、本行使条件を設定しております。なお、上記の取組み及び平成30年9月期第3四半期連結会計期間から適用を計画している連結財務諸表についての国際会計基準(IFRS)の適用が当社の経営成績に与える影響等によっては、現時点で確定できる状況にはございませんが、平成30年9月期第3四半期決算短信以降の決算短信又は四半期決算短信の公表によって本行使条件が充足される可能性もございます。なお、当社は、本新株予約権の行使期間内に本行使条件が達成されることを保証するものではなく、また、従前お知らせしております通り、年間予算との兼ね合いを考慮しつつ引き続き投資を行っていく想定であります。

(注) パーティカルメディアサイトとは、ある特定のテーマに関連する様々な情報が提供されており、そのテーマに興味を持つユーザーが望む情報に効率的に辿り着くことが出来るように構成されており、ユーザーメリットの高いサイトとなっております。また、ターゲットユーザーが明確に絞り込まれるため、運営会社側にとっては、ユーザーニーズに沿ったコンテンツ配信が容易であり、広告媒体としてもターゲットユーザーにリーチしやすいといったメリットがあります。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が大和証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、大和証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができます。

当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約及びコミットメント契約を締結する予定です。

(本新株予約権の行使の要請)

コミットメント契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を大和証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定し、行使を要請する旨の通知(以下「行使要請通知」といいます。)を行うことができる仕組みとなっております。大和証券は、行使要請通知を受けた場合、当該行使要請通知を受領した日(以下「行使要請通知日」といいます。)の翌取引日に始まる20連続取引日の期間(以下「行使要請期間」といいます。)内に、当社が本新株予約権について行使を要請する個数(以下「行使要請個数」といいます。)と、当該行使要請通知日における本新株予約権の残存個数とのうち、いずれか少ない方の個数の本新株予約権を、当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社が大和証券から本新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします

(以下「行使義務」といいます。)。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる行使要請個数には一定の限度があり、各行使要請通知において指定することができる行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日の直前取引日までの、20連続取引日又は60連続取引日における各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値(但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む2つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。))に、2を乗じた数値を、割当株式数で除し、小数点未満を切り下げた数のうち、いずれか少ない方の数を上限とします。当社は、本新株予約権に関し発せられた直前の行使要請通知に係る行使要請期間の末日の翌取引日に始まる20連続取引日の期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、行使要請通知を行うことができる日は、本行使条件が満たされた上で、当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%を上回っている日に限るものとし、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には、大和証券の行使義務の効力は生じません。

行使要請期間中において、当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知に係る行使要請期間中のいずれかの取引日において当社普通株式の株価が東京証券取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた当該取引日における値幅の上限又は下限に達した場合、その他東京証券取引所により売買の停止がなされた場合等には、大和証券の行使義務の効力は消滅するものとします。

なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の禁止)

当社は、当社の取締役会決議により、大和証券に対し、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」といいます。))を行うことができます。本新株予約権の行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」といいます。))は当社の取締役会決議により決定することができ、また、当社は、一旦行った行使禁止通知を当社の取締役会決議によりいつでも撤回、取り消し又は変更することができます。但し、上記の行使要請通知を受けて大和証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような行使禁止通知を行うことはできません。なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成30年6月12日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、平成32年5月11日以前の日といたします。

行使禁止期間中に行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

なお、当社は、行使禁止通知を行った場合、その都度、東京証券取引所を通じて適時開示を行います。

(当社の経営成績達成に関する本新株予約権の行使条件)

本新株予約権の行使は、当社の決算短信又は各四半期決算短信において、当社の連結ベースの経常利益(各四半期決算短信において公表される累計の連結ベースの経常利益を含み、当該決算短信において国際会計基準(IFRS)に従って算出された連結ベースの営業利益が公表されている場合には、当該基準に従って算出される連結ベースの営業利益とします。))が550百万円以上と公表されることを条件(以下「本行使条件」といいます。))とし、大和証券は本行使条件が成就された日の翌取引日から本新株予約権を行使することができます。なお、当社は、本新株予約権の行使期間内に本行使条件が達成されることを保証するものではなく、公表済みの当社の業績予想の修正が必要となった場合には、速やかに開示を行います。

(本新株予約権の取得に係る請求)

大和証券は、平成31年6月12日以降のいずれかの取引日における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日以降の取引日に当社に対して通知を行うことにより、又は平成32年5月12日以降平成32年5月21日までに当社に対して通知を行うことにより、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」といいます。))を行うことができます。大和証券が取得請求通知を行った場合、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

本新株予約権買取契約及びコミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨、並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及びコミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもちます。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ(行使要請通知)、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる(行使禁止通知)手法です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、本新株予約権の行使開始には本行使条件が設定されていることから当社の業務の拡大に伴う行使が期待され株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、機動的な資金調達と財務基盤の強化をバランスよく進める観点から多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、大和証券より提案を受けた本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本スキームの特徴)

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は916,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成30年3月31日の総議決権数60,709個(発行済株式総数6,109,900株)に対する最大希薄化率は、15.09%)。また、本新株予約権の行使開始には本行使条件が設定されており、当社の業容の拡大に伴う行使が期待されることから株価に対する一時的な影響が小さいこと。

当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を上回っていない限り、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請することはできず、また、当社普通株式の普通取引の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部を取得することができること。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

大和証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

(本スキームのデメリット)

市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

本新株予約権には本行使条件が付与されているため、条件が充足されない場合、資金の調達ができないこと。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されること。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると考えられること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

(3) その他割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成30年12月7日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社普通株式若しくはその他の株式、又は当社普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により当社普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項なし
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし
6. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,705,972,088	9,000,000	2,696,972,088

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(5,604,088円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(2,700,368,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
M&Aの実現	1,000	平成30年7月～平成32年9月
財務基盤強化の為の借入金の返済	1,697	平成30年7月～平成32年9月

M&Aの実現について

当社は、更なる成長性の追求及び強固な事業基盤を構築すべくM&Aを積極的に進めております。平成30年2月22日付で公表しました「M&Aに係るご説明資料」にて記載の通り、M&Aを3つの戦略(A：当社既存ビジネスにより培われたノウハウを活かし、短期の投資回収を図る B：M&A後に積極的な投資を行い企業価値の最大化を図る C：買収価格に対して純資産が潤沢であり、安定的な事業運営を目指す)に分けて捉え、慎重かつ幅広く検討を進めた結果、平成29年8月の上場以来8件のM&Aを実現しております。既存事業の強化やサービスの拡充、隣接事業への進出、及び高い投資効率を見込むことができるM&Aについて、引き続き積極的に検討してまいります。戦略A「当社既存ビジネスにより培われたノウハウを活かし、短期の投資回収を図る」については、当社は既に約200のWEBメディアサイトを運営しており、M&Aによりサイト数が増えても既存体制で運営が可能であるという当社の状況を活かし、EBITDAから算出した投資回収期間3年を目安にM&Aの検討を進めてまいります。戦略B「M&A後に積極的な投資を行い企業価値の最大化を図る」については、投資時よりも大きく成長できる可能性がある企業に対し、当社既存ビジネスにより培われたノウハウや資金の投入をすることにより対象会社の企業価値を最大化することを目指し、M&Aの検討を進めてまいります。戦略C「買収価格に対して純資産が潤沢であり、安定的な事業運営を目指す」については、買収金額に対して、潤沢な純資産(特に流動性の高い資産)を有している企業について、買収後も安定的に事業運営することを目指し、M&Aの検討を進めてまいります。当社が今後も高い成長率を伴って事業を拡大していく為には、M&Aは戦略の1つとして極めて重要な要因になると考えております。引き続き幅広く案件を検討し、精緻なデューデリジェンスを経た上で投資判断を行ってまいります。なお、現時点において今回の調達資金の使途として具体的に計画されているM&Aはありませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、その都度、速やかに開示を行います。また、支出予定期間にM&Aが実行されなかった場合においては、支出予定期間経過後のM&Aの実現に向けた資金として保有する予定であります。

財務基盤強化の為の借入金の返済について

当社は、既存事業及び新規事業への投資並びにM&Aを積極的に進めておりますが、その所用資金は、事業から生み出されるキャッシュフロー並びに金融機関からの借入及び社債(平成30年3月31日現在の借入額及び社債発行額の残高約43億円)で賄っております。そのうち平成29年12月14日付で公表しました「資金の借入及び社債発行に関するお知らせ」にて記載の借入額32.5億円及び社債発行額10億円の計42.5億円(平成30年3月31日現在の残高約40億円)の返済及び償還に毎年約8.5億円程度を要する計画です。今回の調達により当該借入金及び社債の返済及び償還に必要な資金のうち約2年間分を充当する予定です。これにより、本業への更なる投資が可能となると考えております。

平成30年4月27日付で公表しました「2018年9月期 第2四半期決算説明資料」にて記載の通り、当社WEB事業の投資利回りは30%を超える水準である反面、投資の内容上、一時的なPLへの影響が大きいという性質がございます。一方で、M&Aの投資利回りは30%程度である反面、投資の内容上、大半がBSに影響を与えるという性質がございます。当社では、WEB事業への投資及びM&Aへの投資を並行して実施することにより、より企業価値を増加することができると考えております。この考え方を更に加速させるべく、今回調達する資金については、M&Aの実現及び財務基盤強化の為に借入金の返済に充当する予定であります。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記資金使途は、平成32年9月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、上記から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。一方、調達額が予定より増額となった場合には、資金調達の状況等を勘案の上、適宜上記の支出に充当する予定であります。
- また、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント契約には、当社による行使要請条項が定められますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使要請通知を行っても、十分な資金を調達できない場合があります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。
3. EBITDAとは「利払い前税引き前償却前利益」のことで、財務分析をする際の考え方のひとつです。計算式（EBITDA = 営業利益 + 減価償却費）で表されます。当社では、M&Aを検討する際に事業が生み出す現金利益の何年分で投資回収できるのか、という観点で買収金額の妥当性を判断しているため、当指標を一つの目安として活用しております。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第25期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第26期中 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年12月19日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社の主幹事証券会社

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年5月24日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

c．割当予定先の選定理由

当社は、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第2項「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注)」欄第2項「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は916,000株です(但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と大和証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の事前の承認が必要である旨が定められます。

大和証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、大和証券と締結する予定の本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(大和証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成29年12月19日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第26期中)の平成29年9月30日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産(現預金：1,330,396百万円、流動資産計：10,412,821百万円)を保有していることを確認しております。また、本有価証券届出書提出日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有している旨の報告を口頭で受けております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の事前の承認が必要である旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4階)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先である大和証券との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の業績、当社の資金調達需要、割当先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要が一様に発生すること、本行使条件達成以降資金調達需要が発生している場合に当社が行使禁止通知を行わず継続的に行使要請通知を行うこと、当社からの通知による取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使要請通知に応じて市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先による本新株予約権の行使及び株式の売却に際して当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストが発生すること等を含みます。)を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(6,118円)を参考として、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を上記評価額と同額となる金6,118円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成30年5月24日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である1,769円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額の上限額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、平成30年3月31日現在の総議決権数60,709個(発行済株式総数6,109,900株)に対して最大15.09%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、別記「第1 募集要項 1. 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第1項に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計916,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は155,850株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)
引字 圭祐	愛知県名古屋市中区	1,542,200	25.40	1,542,200	22.07
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号			916,000	13.11
綿引 一	東京都港区	714,200	11.76	714,200	10.22
指定有価証券信託受託者 株式会社SMB信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番 1号	580,000	9.55	580,000	8.30
榊原 暢宏	愛知県名古屋市中昭和区	505,500	8.33	505,500	7.23
MSIVC2012V投資事業有限責 任組合 無限責任組合員三 井住友海上キャピタル株式 会社	東京都中央区京橋1丁目2 - 5号	250,000	4.12	250,000	3.58
高橋 新	大阪府門真市	180,500	2.97	180,500	2.58
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社み ずほ銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET L ONDON, E1W 1YT, UNITED K INGDOM (東京都港区港南2丁目15番 1号)	171,840	2.83	171,840	2.46
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番 1号	164,300	2.71	164,300	2.35
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	116,100	1.91	116,100	1.66
計		4,224,640	69.59	5,140,640	73.57

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 割当予定先である大和証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	676,744	587,116	806,504	1,141,757	1,754,467
経常利益又は経常損失() (千円)	13,796	151,084	6,813	55,805	389,928
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	15,971	12,814	26,559	21,392	268,128
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			8,652		
資本金 (千円)	35,000	44,998	44,998	121,248	570,079
発行済株式総数 (株)	35,000	49,284	49,284	51,784	5,801,500
純資産額 (千円)	1,823	34,635	60,377	234,269	1,405,304
総資産額 (千円)	159,909	309,191	340,625	645,778	2,152,085
1株当たり純資産額 (円)	0.52	7.03	12.25	45.24	241.33
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	4.56	3.59	5.39	4.27	50.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					50.31
自己資本比率 (%)	1.1	11.2	17.7	36.3	65.1
自己資本利益率 (%)		70.3	55.9	14.5	32.8
株価収益率 (倍)					44.4
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			3,775	67,900	375,995
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			42,502	32,343	170,431
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			5,669	201,546	1,044,734
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			91,444	328,547	1,578,846
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	24 〔25〕	31 〔40〕	29 〔14〕	53 〔34〕	97 〔32〕

(注) 1. 当社グループは平成30年9月期第1四半期より連結決算を開始しておりますが、平成29年9月期以前につきましては連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期、第8期、第10期及び第11期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していなかったため記載しておりません。
4. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在せず、かつ、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
第8期及び第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であったことから、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 第7期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第7期、第8期、第9期及び第10期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 当社は第9期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第7期及び第8期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。
10. 第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第7期及び第8期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項による監査証明を受けておりません。
11. 当社は、平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成18年11月	京都府京都市山科区において資本金10千円で株式会社リッツを設立
平成19年5月	愛知県名古屋市中区(あいちベンチャーハウス)へ本社移転
平成20年7月	株主割当増資により資本金10,000千円に増資
平成21年5月	インターネット回線の取次サービスを提供する「ネット110番事業」を開始
平成22年7月	愛知県名古屋市中区新栄へ本社移転
平成24年4月	ライフサービス領域に関する「パーティカルメディアサイト」の運営等を目的として、「WEB事業」を開始
平成24年5月	株主割当増資により資本金35,000千円に増資
平成24年6月	愛知県名古屋市中区丸の内へ本社移転
平成25年12月	「ネット110番事業」を会社分割によりネット110番株式会社を新設し、子会社化
平成25年12月	ネット110番株式会社の株式を外部に一部譲渡し、非子会社化
平成26年9月	第三者割当増資により資本金44,998千円へ増資
平成27年6月	ライフサービスにかかる総合プラットフォームサイト「生活110番」の運営を開始
平成27年9月	商号をシェアリングテクノロジー株式会社に変更
平成28年5月	第三者割当増資により資本金121,248千円へ増資
平成29年8月	東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場に株式を上場 公募増資、新株予約権の行使により資本金を570,079千円へ増資
平成29年9月	東京事務所を開設
平成29年10月	民泊型ホテル事業を開始
平成29年12月	フランチャイズの窓口株式会社を子会社化
平成29年12月	名古屋証券取引所セントレックス市場における当社株式の上場廃止申請
平成30年2月	株式会社リアプロードを子会社化(現 連結子会社)
平成30年2月	フランチャイズの窓口株式会社を吸収合併(簡易合併)
平成30年2月	株式会社APEXYの子会社化を発表
平成30年2月	電子プリント工業株式会社の子会社化を発表(現 連結子会社)
平成30年2月	株式会社名泗コンサルタントの子会社化を発表(現 連結子会社)
平成30年4月	株式会社APEXYを吸収合併(簡易合併)

3 【事業の内容】

当社グループは、報告セグメントを「WEB事業」と「民泊型ホテル事業」と定めております。

当社グループの主要事業は「WEB事業」であり、「求める人と提供する人を結びつけるマッチングサービスを高度なテクノロジーで成熟・進化させ、世の中に貢献して参ります。」を企業理念に掲げ、ライフサービス領域に関する「パーティカルメディアサイト」の運営を通じて、暮らしの中での“お困りごと”を抱えるユーザーと、生活に密着したサービスを提供する専門業者とのマッチングを中心としたWEB事業を展開し、ライフサービスに関わる幅広い領域でサービスを展開しております。なお、当社は「WEB事業」をサービス特性に応じて「WEBマーケティングサービス」と「WEBコンサルティングサービス」の2つのサービス区分に分類しており、以下についてはサービス区分別に記載しております。

また、更なる企業価値向上のために、民泊型ホテル事業等の新規事業への積極的な投資を行って参り、平成30年1月よりサービスを開始致しました。さらに、平成29年12月以降、M&Aについても戦略的に進めております。

(1) WEB事業

「WEBマーケティングサービス」

WEBマーケティングサービスでは、暮らしの中での“お困りごと”を抱えるユーザーと、生活に密着したサービスを提供する専門業者(以下、「加盟店」という)とをマッチングさせるサービスを提供しております。

ユーザーは、当社が運営するライフサービス領域に関する「パーティカルメディアサイト(注1)」を閲覧し、提供を受けたいサービスについて当社へ問合せ及び見積依頼を行います。

ユーザーからの問合せには、自社で運営している24時間365日年中無休のコールセンターにて、専任のスタッフが受付対応を行っており、問合せ等を受けた当社コールセンタースタッフが希望サービス、対応地域、希望訪問時間等のユーザーのニーズをヒアリングします。

ヒアリングしたユーザー情報に基づき、当社はユーザー自身のニーズに適したサービス提供を行うことのできる加盟店を提携する全国各地の加盟店の中から抽出し、加盟店にユーザーの紹介を行っております。

当社からのユーザー紹介を受けた加盟店は、当社へ問合せ等を行ったユーザーに対して直接連絡を行います。その結果、ユーザーと加盟店との間で契約が成約し、ユーザーに対して加盟店よりサービス提供が行われた場合には、当社は加盟店から報酬(手数料)を頂いております(「成果報酬型」)。

なお、加盟店からユーザーへのサービス提供が完了した時点で支払い義務が発生する「成果報酬型」の他に、当社より加盟店へユーザーを紹介した時点で報酬を頂く「紹介報酬型」、広告掲出主の広告を当社サイトに掲出し広告掲出料金を頂くもの及び通信回線の導入を希望する見込顧客の集客や契約取次の補助業務により報酬を頂く「その他」があります。

(注) 1 . パーティカルメディアサイトとは、ある特定のテーマに関連する様々な情報が提供されており、そのテーマに興味を持つユーザーが望む情報に効率的に辿り着くことが出来るように構成されており、ユーザーメリットの高いサイトとなっております。また、ターゲットユーザーが明確に絞り込まれるため、運営会社側にとっては、ユーザーニーズに沿ったコンテンツ配信が容易であり、広告媒体としてもターゲットユーザーにリーチしやすいといったメリットがあります。

当社は、生活に関するお困りごとの解決を手助けするためのライフサービス領域に関するパーティカルメディアサイトを197サイト運営しており、サービス提供領域は120のジャンルに及んでおります(平成30年3月31日時点)。

また総加盟店数は、平成30年3月31日時点において、2,689加盟店となっております(注2)。

(注) 2 . 総加盟店数2,689加盟店のうち、当期期首である平成29年10月1日から平成30年3月31日までにユーザーに対してサービス提供を行った加盟店の数は、1,739加盟店であります。

なお、当社はユーザーと加盟店とのマッチングに当たって、「応札方式」と「手動マッチング方式」の2通りの方法を用いて行っております。

応札方式

当社コールセンタースタッフが自社取引システム「SHARING PLACE」（注3）にユーザー情報を登録した時点で、当社と提携している加盟店に対し、案件情報が自動的に一括配信されます。案件情報の配信においては、当社独自のルールに基づき、一定の時間配分に従って順次配信される仕組みとなっております。

当該案件情報を受け取った加盟店は、ユーザーのお困りごとに対応可能と判断した場合に、自社取引システム「SHARING PLACE」で応札を行い、最も早く応札した加盟店はユーザーに連絡の上、見積書の作成・提示を行い、ユーザーと成約した場合はサービス提供が可能となります。

手動マッチング方式

自社取引システム「SHARING PLACE」に登録されたユーザー情報を基に、当社コールセンタースタッフが加盟店の提供可能ジャンル、提供可能地域、過年度のサービス提供実績等を総合的に判断し、ユーザーに対して最適な加盟店の紹介を行っております。ユーザー紹介を受けた加盟店はユーザーに連絡の上、見積書の作成・提示を行い、ユーザーと成約した場合サービス提供が可能となります。

（注）3．自社取引システム「SHARING PLACE」とは、マッチングサービスを提供するための社内システムの名称であります。「SHARING PLACE」は、加盟店情報やユーザー情報等の様々なデータが蓄積されているほか、加盟店向けには案件情報の配信、照会、応札といった様々な機能を提供しており、加盟店登録時に付与されたID及びパスワードを用いてログインすることで、様々な機能を利用することが可能であります。また、クラウド型のシステムであるため、加盟店はインターネットに接続する事のできる環境であれば、PCやスマートフォンからいつでも「SHARING PLACE」にアクセスし、案件情報を確認する事ができます。

当社のサービスは、原則「応札方式」にてマッチングを行っておりますが、加盟店数が十分ではない一部地域において案件が応札されるまでに時間を要する場合や、加盟店数が十分な地域であってもユーザーからの依頼が緊急性を要するような内容である場合には、ユーザーと加盟店との早期マッチングを行うために「手動マッチング方式」にて対応し、迅速なサービス提供の実現を図っております。

当社では「応札方式」を採用することで、加盟店が移動中の空き時間や、今いる地点から近い場所の案件のみを受注できるなど、空き時間(非稼働時間)を活用して効率的に案件獲得ができるようにしており、加盟店の非稼働時間の最小化が図られる仕組みとなっております。また、自社取引システム「SHARING PLACE」はスマートフォンアプリ形態でも提供しており、当該アプリをインストールした加盟店に対しては、プッシュ通知（スマートフォンなどでアプリ側から自動的に、画面表示や音で通知する機能）にて案件情報の提供を行うことで、タイムリーな案件獲得機会の創出を行っております。

加盟店においては、当社と提携することにより集客増加につながり、受注拡大の機会を得ることで機器等の有形資産あるいは非稼働時間等の無形資産の効率的な運用が可能となります。なお、当社との提携登録にかかる費用は加盟店から頂いておりません。

当社が展開している主なサービスジャンルとサイト名は下表の通りであります。

主なサービスジャンルとサイト名(平成30年3月31日現在)

区分	提供サービスジャンル	主なサイト名	サイト数
緊急系	カギ、ハチ、ドアノブ、ガラス、パソコン、水、ペット葬儀	カギ110番	ジャンル計 7個 個別サイト計32個
リフォーム・工事・修理関係	雨漏り、ネズミ、害鳥(ハト・カラス)、コウモリ、ハクビシン・イタチ・アナグマ・アライグマ、その他害獣、解体工事、外壁塗装、原状回復、監視カメラ、井戸掘り、洗濯機、桐箆筥修理、ピアノ調律・修理、家具修理、家具組立・移動、OA機器修理、自動ドア、楽器修理、屋根、水回りリフォーム、リフォーム、エレベーター、iPhone修理	雨漏り修理110番	ジャンル計 24個 個別サイト計46個
害虫	シロアリ、ゴキブリ、ダニ・トコジラミ・南京虫・ノミ、その他害虫	シロアリ110番	ジャンル計 4個 個別サイト計23個
住宅周り	伐採、剪定、草刈り、その他お庭、芝張り、砂利、畳・襖・障子・網戸、その他張替え、換気扇、エアコン、給湯器、アスファルト工事、地盤調査、電気工事、アンテナ工事、スイッチ、インターホン、電動シャッター、ブロック工事、コンセント、シャッター、手すり、漏電修理、便利屋	伐採110番	ジャンル計 24個 個別サイト計30個
一括見積もり	農機具買取、会場設営、アプリ開発、防音工事、店舗デザイン、駐車場工事、おしぼり、アドバルーン広告、墓石販売、婚活、不動産売却、土地活用、車買取、マンション管理、賃貸管理、サブリース、事故車買取、テレマーケティング、メール配信、印刷代行、複合機リース、ポスティング、DM、ビジネスフォン、データ入力、旅行、合宿、ハウスクリーニング(紹介)、トラック買取、重機買取、土地売却、マンション売却、ピアノ買取、ISO、空き家管理、リフォーム	農機具買取査定君	ジャンル計 36個 個別サイト計36個
通信	ひかり電話、固定電話・電話回線、フレッツ光	ひかり電話ナビ	ジャンル計 3個 個別サイト計4個
その他	看板製作、盗聴器、消臭・消毒、ハウスクリーニング、特殊清掃、ガードマン、家事代行、データ復旧、ノロウイルス、自動販売機、TVCM、厨房買取、貸倉庫、ビル仲介、廃車引取、産業医紹介、防水工事、建具交換・修理、ポータル、引越し	看板110番	ジャンル計 20個 個別サイト計22個

当社パーティカルサイトの問合せ件数の推移

該当期	問合せ件数(件)
平成25年9月期	59,494
平成26年9月期	133,048
平成27年9月期	185,449
平成28年9月期	275,249
平成29年9月期	442,568
平成30年9月期(3月末時点)	278,821

(注) 1. 「問合せ件数」とは、ユーザーが当社の運営するパーティカルメディアサイトを閲覧し、当社へ電話問合せを行った件数であります。

2. 自社取引システム「SHARING PLACE」の稼働は平成26年12月からであるため、平成26年9月期以前の問合せ件数については、旧システムに基づく集計値となっております。

また、当社では、各パーティカルメディアサイトの情報を統合した総合プラットフォームサイト(注4)「生活110番」を運営しております。

(注) 4 . プラットフォームサイトとは、インターネットの利用者がインターネットに接続した際、一番初めにアクセスするWEBサイトになることを目指して作られた、様々なサービスを集めたインターネットサイトです。

総合プラットフォームサイト「生活110番」では、ユーザーにとって最適な加盟店を検索、比較・検討をし、問合せ等を行うことができ、また、当社からは生活に役立つコンテンツを定期的に発信し、ユーザーの生活を豊かにする取組みを行っております。なお、「生活110番」はインターネットサイト上のみならず、スマートフォンアプリからも閲覧することができ、“いつでも”“どこでも”タイムリーに利用することが可能であります。なお、「生活110番」におけるユーザーのサービス利用手順及び当社の収益獲得方法は各パーティカルメディアサイトと同様であります。

<WEBマーケティングサービスの特徴・強みについて>

日常生活に関連したサービス展開であること

当社では、日常生活で恒常的あるいは突発的に発生するトラブル(ガラス交換、ペット葬儀等)や、毎年決まった季節に発生するトラブル(シロアリ駆除等)の解決を、インターネットメディアを活用して支援しております。

当社が対象領域としている日常生活上のトラブルは、全国各地において恒常的に発生しており、また、当該トラブルを放置しても構わないと考えるユーザーは少ないため、毎年継続的な需要の発生が見込まれるものであります。そのため、社会情勢や周辺環境の変化等に関わらず、安定的に収益を見込める市場分野であることが挙げられます。

また、昨今では、少子高齢化の拡大に伴い単身生活を送る高齢者が増加傾向にあると言われており、内閣府「平成28年版高齢社会白書」によると、高齢化率は、2010年の23.0%から2060年には39.9%まで拡大すると予測されております。高齢者は加齢に伴い自分自身でできることが限られていく一方で、生活関連の“お困りごと”は一定程度発生することが見込まれます。当社では、コールセンターによる口頭での対応を行う等、高齢者でも容易かつ安心して当社サービスを利用できるような体制を構築しております。

成果報酬型のビジネスモデル

当社WEBマーケティングサービスでは、ほとんどのマッチング案件において「成果報酬型」の手数料体系を採用しております。

中小企業や個人事業主の多くは、集客効果が不確定である紙媒体等を活用した集客方法に未だ依存している場合が多く、必ずしも集客コストが売上に紐付いていない場合があります。

当社においては、「加盟店からユーザーに対してサービス提供が完了された時点」で成果報酬が発生する仕組みとなっているため、加盟店にとっては、当社が紹介したユーザーと実際に成約できた場合のみにしか手数料を支払う義務が発生いたしません。また、当社は加盟店から初期登録料や年間契約料等のコストも一切頂いていないため、加盟店は集客コストの抑制を図りながら効率的に受注案件の獲得並びに売上の拡大を図ることが可能となっております。かかる特徴により加盟店の定着率向上が図られており、当社は施工実績が豊富であり、ユーザーニーズに柔軟に対応できる加盟店の囲い込みに成功していると考えております。

「SHARING PLACE」の活用による効率的なマッチング及び様々なジャンルへの横展開

当社の「SHARING PLACE」には過去の加盟店の売上実績やサービス単価(注5)、成約率、詳細な対応地域別実績などの様々なデータが蓄積されております。サービスジャンルごとに成約率等の実績値分析を行っており、分析結果をもとに加盟店個々に得意とする分野や価格競争力の高いサービス分野を推定し、ユーザーニーズに則した高いマッチング提案を実現しております。

また、当社は加盟店との日々のコミュニケーションの中で、最近の顧客動向やユーザーニーズといった情報を吸い上げ、分析することで、既存サービス以外のジャンルでどのような需要が存在しているのかを適宜把握しており、多種多様な加盟店の登録データから請負可能業務を分析することで、かかる需要に対応できる加盟店がどの程度存在しているのかを確認しております。

このような仕組みを構築しているため、新規にサービスジャンルを展開した場合においてもスムーズなマッチングが可能であるため、新規ジャンルの横展開が容易な体制となっております。

さらには、各パーティカルメディアサイトの問合せ電話番号に連動し、「SHARING PLACE」上に問合せジャンルに対応した受付トークマニュアルが自動表示されるシステム設計となっており、新たなサービスジャンルを追加した場合においても、オペレーション品質の均一化(成約精度の高いオペレーションをシステム化)を図り、スピーディーなマッチング提供に努めております。

(注)5. サービス単価とは、加盟店がユーザーに提供する、1サービス当たりの売上単価を意味しております。

「SHARING PLACE」へのデータ蓄積に比例して収益が向上していく事業構造

マッチングサービスを繰り返し提供することで、地域毎におけるユーザーニーズの傾向や動向の実績値、各加盟店におけるサービスの特徴や強みといった案件情報に紐づく様々な情報が「SHARING PLACE」内部に蓄積され続けております。当社ではこれらの情報を分析し、受付時のヒアリング項目やサービス内容、社内フロー等を改善し続ける事で、ユーザーの要望により合致したサービス提供を可能としております。その結果ユーザーと加盟店との成約率向上が図られ、収益力の向上が図られております。

加えて、当社では全パーティカルメディアサイトのCPA効率(注6)を毎日分析しており、効率的にユーザー獲得が出来るように日々広告宣伝費のコントロールを行っております。CPAの状況を常に把握することで、ジャンル別損益の状況をタイムリーに認識することができ、CPA以上の利益を獲得できた場合には、受付数を増加させるための広告宣伝費として積極的に追加投下を行っております。

これにより、新たな受付数の増加並びに案件情報の蓄積が行われ、より膨大となったデータの分析を行うことが可能となり、ユーザーと加盟店との成約率の向上が見込まれます。この好循環が当社の収益の更なる上昇に寄与していると考えております。

また、これまでに蓄積されたサイト運営の成功事例に基づいたシミュレーションを実施することで、新規サイトの初期投資回収期間を最小限に抑えるとともに、この事業の循環構造の費用対効果を改善し続けることによって、収益化の早期実現並びに拡大を図ることが可能となっていることも、当社の特徴的な強みであると考えております。

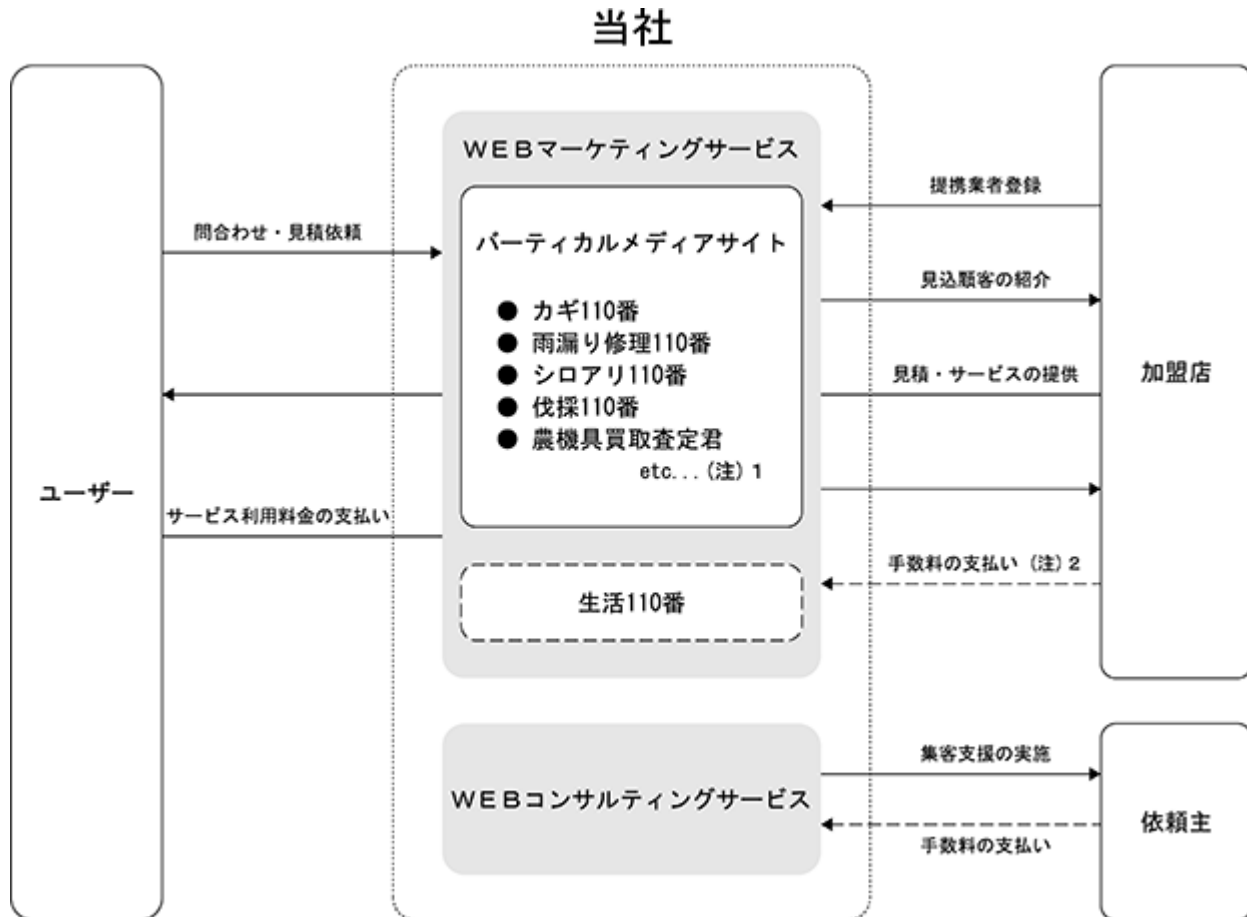
(注)6. CPAとは、(Cost Per Action)の略で、広告媒体(成果報酬型広告、アフィリエイト広告など)からの成約1件当たりの獲得単価を指します。

「WEBコンサルティングサービス」

「WEBマーケティングサービス」により蓄積された知見・ノウハウを活用し、当社が依頼主の所有するインターネットサイトのうち、依頼主から指定されたインターネットサイトに対して様々なWEBコンサルティング施策を実施することで、依頼主の所有するインターネットサイトの検索エンジン順位を向上させ、インターネットユーザー見込顧客の集客増加を図っております。

当社は、コンサルティング業務の対価手数料として、月額固定料金を収受しております。

当社の事業系統図は、次の通りであります。



(注) 1. 当社は、日常生活の“お困りごと”を解決するためのライフサービス領域に関する「パーティカルメディアサイト」を複数運営しており、取扱サービスジャンル数は120ジャンル(平成30年3月31日時点)、総サイト数は197サイト(平成30年3月31日時点)となっております。

2. 手数料体系は、加盟店からユーザーに対してサービス提供が完了された時点で報酬を頂く「成果報酬型」と、当社より加盟店へユーザーを紹介した時点で報酬を頂く「紹介報酬型」、広告掲出主の広告を当社サイトに掲出し広告掲出料金を頂くもの及び通信回線の見込顧客集客や契約取次の補助業務により報酬を頂く「その他」があります。

(2) 民泊型ホテル事業

外国人観光客数増加に起因する、国内宿泊施設の不足をチャンスと捉え、国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例を利用した「民泊型ホテル事業」の開始を発表しております。一からホテルを建設するのではなく、新築マンション1棟全室を賃貸契約にて取得した後、ホテルとして運用するモデルを採用しており、一般的なホテル事業と比較し、大きく初期投資を抑えることができるとともに、短い準備期間で事業の開始が可能となるため投資回収を早期に行うことができます。なお、当事業は平成30年1月から稼働しており、今後も業容拡大に努めて参ります。

(注) 1. 当社は平成29年12月19日開催の定時株主総会にて、定款の事業目的に宿泊業を加え、事業の開始を決定したことに伴い、平成30年9月期第1四半期連結会計期間から、報告セグメントに「民泊型ホテル事業」を追加しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
WEB事業	122
民泊型ホテル事業	2
合計	124

- (注) 1. 従業員数は正社員その他、契約社員を含んでおります。
2. WEB事業の従業員数には、民泊型ホテル事業兼務6名を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 (千円)
114〔36〕	29.3	1.6	3,484

セグメントの名称	従業員数(名)
WEB事業	115
民泊型ホテル事業	2
合計	117

- (注) 1. 従業員数は正社員その他、契約社員を含み、臨時雇用者数(アルバイト)は、〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. WEB事業の従業員数には、民泊型ホテル事業兼務6名を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が17名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用環境の改善が続いており、個人消費も底堅く推移するなど緩やかな景気の回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国新政権の今後の政策内容や保護主義傾向への懸念、英国のEU離脱問題などによる欧州経済の混迷、中国やアジア新興国並びに資源国における景気減速などへの懸念から為替相場や株式市況が変動するなど、先行き不透明感が残る状況が続いております。インターネット業界におきましては、スマートフォンを柱として、インターネット普及率、インターネット広告市場は引き続き順調な成長が見込まれております。このような状況の下、当社はパーティカルメディアサイトの運営においてコンテンツ強化や、更なるサービス提供範囲の拡充等による既存事業の継続的な強化、及びポータルサイトである「生活110番」のコンテンツ強化等による新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は1,754,467千円(前事業年度比53.7%増)、営業利益は400,603千円(前事業年度比602.8%増)、経常利益は389,928千円(前事業年度比598.7%増)となりました。また、当期純利益は268,128千円(前事業年度比1,153.4%増)となりました。

なお、当社は第11期事業年度まではWEB事業の単一セグメントだったため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の業績の概要は以下の通りであります。

サービス区分の名称	販売高(千円)	前期比(%)
WEB事業	1,754,467	153.7
WEBマーケティングサービス	1,562,467	164.5
WEBコンサルティングサービス	192,000	100.0
合計	1,754,467	153.7

第12期第2四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・企業収益の改善による消費の改善や2020年の東京オリンピックを見据えた需要の増加を背景に穏やかな回復基調で推移しております。

このような状況のもと、当社グループは業績の向上に向け、戦略的投資を行うことで持続的な成長に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社グループは、第1四半期連結会計期間より報告セグメントを追加し、WEB事業及び民泊型ホテル事業と定めております。各々のセグメントにおいて、事業基盤の強化と収益力の向上に努めてまいります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は1,126,791千円、営業利益は28,875千円、経常利益は6,477千円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損失は4,918千円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメントごとの状況は次のとおりであります。

(WEB事業)

WEB事業の主たる事業領域であるインターネットビジネス業界は、日常生活におけるIoTの普及が進み、インターネットへの接続が手軽になったことで、業界規模が拡大傾向にあります。また、AIをはじめとするテクノロジーを活かした新たなサービスが続々と登場しており、今後の成長余地についても十分にある業界と考えられます。

当社が運営するパーティカルメディアサイトや総合プラットフォームサイト「生活110番」についても、暮らしの中での様々なお困りごとを抱えるユーザーをWEB集客し、テクノロジーを活かしてライフサービスを提供する加盟店とマッチングさせており、今後においても需要が拡大していくと想定されます。

上記事業環境の中で、当社は当第2四半期連結累計期間におきましても、パーティカルメディアサイトの運営におけるコンテンツ強化、サービス提供範囲の拡充やシステム強化等による既存事業の継続的な強化、及びポータルサイトである「生活110番」のコンテンツ強化等による成長基盤の確立に取り組み続けてまいりました。

この結果、売上高は1,119,864千円、営業利益は419,387千円となりました。

(民泊型ホテル事業)

外国人観光客数増加に起因する国内宿泊施設の不足をチャンスと捉え、新築マンションをホテルとして転用する「民泊型ホテル事業」を開始しております。IoT機器を活用したシステム導入をすることで、人件費等のコスト削減ができ、収益性の高いモデルとなっております。

また、国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例だけでなく、通常の旅館業法に則った「民泊型ホテル事業」についても開始を決定しております。

当第2四半期連結累計期間においては、稼働しているホテルが1月にオープンした1棟のみであり、その他4棟のホテルは当第2四半期連結会計期間末時点でオープンしておりません。初期投資として各ホテルの内装費用、敷金等は発生しているため営業損失になっておりますが、稼働中のホテルの稼働率や平均客単価は概ね当初の想定通りで推移しております。

この結果、売上高は6,926千円、営業損失は31,884千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末と比べて1,250,298千円増加し、1,578,846千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は375,995千円(前事業年度は67,900千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益が389,928千円、未払消費税等の増減額が39,870千円、売上債権の増減額が70,043千円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は170,431千円(前事業年度は32,343千円の支出)となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出が128,417千円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は1,044,734千円(前事業年度は201,546千円の収入)となりました。これは主に、株式の発行による収入が883,200千円あったこと等によるものであります。

第12期第2四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)の残高は4,160,728千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は、100,975千円となりました。これは主に、法人税等の支払額129,325千円、及び未払消費税の支払額74,342千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、1,320,463千円となりました。これは主に、関係会社株式取得のための前払金の支払額595,000千円、及び連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支払額428,835千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、得られた資金は、4,003,320千円となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,150,000千円、及び社債の発行による収入983,750千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は、第11期事業年度まではWEB事業の単一セグメントだったため、当事業年度の販売実績をサービス区別に示すと、次の通りであります。

サービス区分の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
WEB事業	1,754,467	153.7
WEBマーケティングサービス	1,562,467	164.5
WEBコンサルティングサービス	192,000	100.0
合計	1,754,467	153.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
SSSEO株式会社	96,000	8.4	192,000	10.9

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第12期第2四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社は、WEB事業及び民泊型ホテル事業を報告セグメントとしており、第12期第2四半期連結累計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次の通りであります。

サービス区分の名称	販売高(千円)
WEB事業	1,119,864
WEBマーケティングサービス	1,023,864
WEBコンサルティングサービス	96,000
民泊型ホテル事業	6,926
合計	1,126,791

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	第12期第2四半期連結累計期間	
	販売高 (千円)	割合 (%)
SSSEO株式会社	96,000	8.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 統合サイト「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスラインの拡充

当社のWEB事業では、現状、各「パーティカルメディアサイト」ごとにユーザーを集客しており、今後当社が更なる集客強化を図るためには、統合サイト「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスラインの拡充が不可欠であると認識しております。「生活110番」のユーザビリティ向上及びサービスライン拡充に伴い集客力が向上すれば、リスティング広告(注1)を始めとする有料広告投資の比率が低減し、「生活110番」を通じたオーガニック検索(注2)経由の集客強化が見込まれるため、広告費効率と利益率の向上が可能になると認識しております。

この課題に対応するため、当社では「生活110番」において、継続した投資を行っていき、より一層の集客力や収益性の強化を図って参ります。

(注) 1. リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告のことです。

2. オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

(2) 既存サービスの収益拡大

当社は、ライフサービス領域に関するパーティカルメディアサイトを197サイト(平成30年3月31日時点)運営しておりますが、社内リソースの不足等の要因により、サイト改良等の施策が十分に講じられているサイト(注力サイト)は売上上位のサイト程度に留まっております。今後、当社が長期的な成長を持続し、発展・拡大をさせていくためには、改善余地の高いサイト(未注力サイト)への更なる注力が必要不可欠なものと考えております。

これら未注力サイトに対して十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、注力サイトで蓄積されたノウハウを活用することで、集客力の向上を図って参ります。

(3) 新規サービスの拡充

当社は、ライフサービス領域に関する120のサービスジャンルを提供(平成30年3月31日時点)しておりますが、当領域には様々な顧客ニーズが存在しており、当社が提供しているサービスは未だその一部に留まっているものと考えております。

引き続きユーザーが真に必要なニーズを的確に捉え、求められているサービスを適宜新設することにより、ユーザーの“お困りごと”解決に努めていき、当社ユーザーの更なる利便性向上並びに当社収益力の向上に取り組んで参ります。

(4) 優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、社内規程による審査やユーザー評価等の情報に基づく加盟店評価を通じて2,689加盟店(平成30年3月31日時点)の優良加盟店のネットワークを築いており、当該ネットワークがユーザーに対する良質なサービス提供の源泉であると認識しております。今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図るため、より一層の優良加盟店との関係性強化を推進して参ります。

(5) 内部管理体制の強化

当社グループが今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社グループは、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図って参ります。

(6) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念、風土にあった人材の登用を進めて参ります。

(7) システムの安定的な稼働

当社のパーティカルメディアサイト、総合プラットフォームサイト「生活110番」はWEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めて参ります。

(8) 新規事業への投資

当社は現在WEB事業を主要事業としておりますが、当社の企業理念に沿って社会のニーズを的確にとらえ、WEB事業以外の新規事業への投資を行い、収益の多様化を図る必要があると考えております。

今後も収益の多様化を図るため、引き続き新規事業の開発に努めてまいります。

(9) M&Aの活用

上記(2) 既存サービスの収益拡大、(3) 新規サービスの拡充、(8) 新規事業への投資など、当社グループの業容拡大、経営基盤強化に資するM&Aに積極的に取り組んで参ります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、今後発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

インターネット業界について

当社の事業は主としてインターネットを通じてサービスを提供しております。インターネット業界においては、近年のスマートフォンの普及等もあり、利用者の増加及び各種サービスの拡大等が図られているなど、今後同業界の市場規模は継続的に拡大していくものと考えております。

一方で、同業界は技術革新のスピードが速く、新たな技術やサービスの登場に伴う市場環境の変化が激しいことから、当社においてもこれらの変化等に迅速に対応していく必要があります。当社としてはそのような変化に対応するべく、日々業界情報にアンテナを張り最新情報の収集を行うとともに、タイムリーな技術者の採用または適切な外注先の活用等に努めております。

しかしながら、技術者の確保の遅延等の理由によりこれら変化への対応が困難または不十分となった場合には、当社が展開する事業に影響が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社の事業は、全国的な加盟店ネットワークの確保が必要不可欠であり、新規参入企業が当社と同等の加盟店ネットワークを構築し、複数ジャンルに係るサービスを提供すること及び集客方法を構築することは容易ではなく、高い参入障壁を有しているものと認識しております。

しかしながら、ライフサービス市場の拡大に伴い、新規参入企業の増加や既存競合企業との競争激化が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規参入企業や既存競合企業が事業範囲を一部の地域やサービスに特化して展開した場合には、短期間での事業展開が可能となるため、当該地域やサービスにおいて競合関係が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

サイトの集客における外部検索エンジンの影響について

当社が運営するサイトへの集客は、検索サイトを經由したものが多くを占めており、検索エンジンの表示結果に影響を受けております。当社では、検索エンジンからの集客を強化すべく検索エンジン最適化(SEO対策)を継続的に実施することで、検索エンジン上での検索結果で当社の事業サイトが上位に表示されるよう努めております。

しかしながら、今後、検索エンジン運営者における上位表示方針の変更等により、当社のSEO対策の有効性が低下し、検索結果が当社にとって優位に働かない状況が生じた場合には、サイトにおける集客効果が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の取扱いについて

当社は、当社サイトのユーザーに関する大量の個人情報を取り扱っております。当社では情報セキュリティの徹底を行い、プライバシー保護の観点からサービス対応を行う加盟店等へのユーザー情報の開示も、必要最小限にとどめ、個人情報を取り扱うメインサーバーの外部からのアクセス遮断、正社員、パートタイマーその他従業員に対する情報セキュリティ教育を実施し、各主管部内の自主点検、内部監査の実施等、コンプライアンス面における情報管理体制の充実に注力しております。

しかしながら、自然災害等の発生によって係るセキュリティシステムに障害が発生した場合、または関係者による人為的な事故もしくは内外からの悪意による情報漏洩が発生した場合には、当社の情報管理に多大な支障をきたし、社会的信用の失墜による事業展開の失速、訴訟の提起による損害賠償等の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のみならず、加盟店、外部委託先等における類似の事態が発生した場合も、当社に対する信用の失墜に繋がり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」といった法規制の対象となっております。

当社は、上記を含む各種法的規制などに関して、それらの法令を遵守するよう、定期的な勉強会の開催等の方法により社員教育を行うとともに、コンプライアンス規程並びにコンプライアンスガイドラインを制定する事により法令遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令等の改正や当社の行う事業が規制の対象となった場合、当社の事業展開に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に係る方針について

当社は、今後展開を検討しているサービスを含めて、主要なサービスにおいては、それらの商標やロゴについて商標権の取得を目指す方針であり、当社が保有するそれら知的財産の保護について、侵害されているおそれが生じた場合、顧問弁護士などと連携し、必要な措置を講じて参ります。当社では、商標権取得方針に則り、パーティカルメディアサイトの商標権を取得しておりますが、本書提出日現在においては、商標権の未取得あるいは未申請となっているパーティカルメディアサイトが当社運営サイトの大半を占めております。かかるサイトについては、今後の売上推移や市場におけるユーザーニーズの高まり等を総合的に勘案の上、追加的に商標の登録を行っていく予定であります。

しかしながら、当社のサービスを表す商標の多くは、一般的に使用される普通名詞の組み合わせであることから、今後第三者が類似商標の商標権取得や無断使用等を行った場合、商標権侵害として訴訟へと進展することも考えられ、係る事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ユーザーが第三者のサービスを当社サービスと誤認して利用し、トラブルに巻き込まれた場合には、当社への訴訟へと進展する可能性があり、係る事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

著作権侵害の排除の施策について

当社が運営するサイトにおいて提供する情報及びコンテンツについては、マーケティング事業部により第三者の著作権侵害が行われていないことを確認する体制を確立しております。

さらに、外部委託先に当該情報及びコンテンツの制作を委託する場合には、外部委託先における著作権侵害を排除するための体制を確認しているほか、契約において第三者の著作権を侵害していないことを保証いただいております。

しかしながら、当社による情報やコンテンツの提供に際して、意図せずに第三者の著作権の侵害が生じた場合には、当社に対し損害賠償責任を追及されたり、サービスの一部の提供を制限されたりすることにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

掲載情報の正確性について

当社では、当社運営サイトへの情報及びコンテンツ掲載を行う際には、マーケティング事業部による確認を実施し、法令違反や公序良俗に反する情報、不適切な表現、あるいは誤認を生じるおそれのある表現の排除に努めております。

さらに、外部委託先に当該情報及びコンテンツの制作を委託する場合には、信頼性のある公表データに基づいた成果物の制作及び当社への納品が行われるように、当社から外部委託先に依頼しております。制作依頼に際しては、掲載情報及びコンテンツの正確性を担保するために、外部委託先の社内管理体制の整備状況を確認の上、発注するよう努めております。しかしながら、掲載した情報に瑕疵があった場合、ユーザーからのクレームや損害賠償請求がなされる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加盟店の確保とサービスレベルの維持について

当社の事業ネットワークに加盟している加盟店は、現場でユーザーと相対し、作業を行う重要なポジションにあり、加盟店の品質がそのまま作業の品質及びユーザーの満足度に結びついております。そのため、当社ではユーザーへの質の高いサービス提供を確保するべく、加盟店の選定に当っては当社基準による審査・与信管理等を実施し、加盟店となる契約先を厳選しております。現在総数2,689加盟店(平成30年3月31日時点)の加盟店ネットワークを駆使し、急な加盟店の離脱が生じた場合でも、周辺地域の加盟店によるカバーができる体制を構築するとともに、新規加盟店の加入促進を図るよう努めております。

しかしながら、何らかの事象により加盟店のサービス品質が低下し、紹介可能な加盟店数が不足した場合にはユーザーへのサービス提供が困難となるため、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社では、加盟店がサービス作業実施時に、万が一事故等が発生させた場合に備え、加盟店に対して各種保険への加入を行うよう推奨をしておりますが、加盟店が重大な事故が発生させた場合には、当社のイメージや社会的信用の失墜に繋がり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

売上の計上について

当社WEBマーケティングサービスの売上は、加盟店からユーザーに対してサービス提供が完了された時点で報酬を頂く「成果報酬型」がほとんどを占めております。当社では、加盟店とユーザー間とのサービス成約状況並びにサービス施工完了状況を加盟店からの申告に基づいて確認し、成果報酬手数料の算定並びに売上の計上を行っておりますが、これらの報告は加盟店からの自主申告に依存しております。

当社では加盟店登録時に一定の審査基準に適合した企業等のみを加盟店として選定しており、優良な加盟店ネットワークを構築できているものと認識しておりますが、加盟店による施工金額の過少申告や施工完了済みであるにも関わらず、未施工あるいは失注となった旨の虚偽申告等の発生を排除するための仕組みとして、加盟店へのユーザー紹介後における案件の成約状況並びに進捗状況を定期的に追跡し確認を行っております。紹介案件がどのような顛末となったのかを確認することで、過少申告や虚偽申告等の発生の有無を調査しております。

しかしながら、加盟店が万が一施工金額の過少申告や虚偽申告等を行った場合には、当社売上計上機会の逸失となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新規サービスや新規事業について

当社は、今後一層多様化が進むであろうユーザーニーズに対してより高い水準で応え続けていく為に、ライフサービスの分野、WEB事業に必ずしもこだわることなく、社会のニーズを的確に捉え、新規サービスの提供や新規事業開発を検討及び実施して参ります。新規サービス、新規事業の展開においては、当社においてサービス開発、事業開発を企画し、実行する必要があります。その際、新規サービス、新規事業成功の蓋然性を十分検討した上で、企画・実行して参りますが、当該企画が何らかの影響で想定以上の準備期間を要した場合やユーザーの獲得に結び付かなかつた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、新規サービス、新規事業を展開する中で、必要に応じて他社との業務提携等を検討し、実行して参りますが、想定していた相乗効果が業務提携等から得られなかつた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動について

当社が提供するサービスジャンルにおいて、シロアリ駆除やハチ駆除といった害虫駆除関連や、庭の伐採・剪定・草刈りといった庭整備関連といった一部のジャンルに関しては、春季から夏季にかけてユーザーからの問合せ件数が増加し売上高が増加する一方で、冬季には減少する傾向があります。このように、一部のジャンルにおいては天候や気象条件の変化に影響を受けやすいものもあり、これらの季節変動性の高いジャンルの売上高が当社全売上高に対して一定程度の割合を占めております。

当社では、生活に関する様々なサービスジャンルを提供しており、近年では一年を通して問合せ需要が発生する季節変動性の低いサービスジャンルの拡充及び売上の増加施策に注力するなど、過度な業績の季節偏重が生じないように努めております。

しかしながら、季節変動性の高いジャンルの売上高が当社全売上高に対して一定程度の割合を占めている状況は未だ存在しているため、天候不順や異常気象等の発生により、想定どおりの問合せ件数を獲得できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

取引依存度の高い取引先について

当社は、「WEBコンサルティングサービス」において、当社依頼主の所有するインターネットサイトに対する検索エンジン順位向上、並びにインターネットユーザー見込み顧客の集客支援を行っておりますが、本書提出日現在において、同サービスを利用する取引先は、SSSEO株式会社の1社のみとなっております。

第11期事業年度における同社への売上金額及び当該売上金額の当社総売上金額に対する割合は、192,000千円(10.9%)と一定程度の比率を有しております。

本書提出日現在において、SSSEO株式会社との取引関係は良好であり、平成28年10月には当社と契約期間4年間の長期コンサルティング契約(年額192,000千円)を締結する等今後においても継続的な取引関係を維持していくものと考えております。

また、今後当社は、パーティカルメディアサイト等における配信コンテンツの充実化やトラフィック増加施策の実施、並びに複数ジャンルにおける加盟店ネットワークの拡充を図ることで「WEBマーケティングサービス」の更なる取引金額拡大を見込んでおり、同社売上比率は低下していく見込みであります。

しかしながら、当社の集客支援効果の低下や取引先の方針変更等何らかの要因により取引関係を解消することとなった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定の役員への依存について

当社の代表取締役である引字圭祐は当社の創業者であり、また、WEB事業に関連する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。当社は経営体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の確立に努めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

優秀な人材の確保及び育成について

当社が事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保及び十分な育成並びに人材流出を防止するための環境整備が重要な課題であると考えております。当社ではこれら課題への対応として、継続的にリクルート活動を行うとともに、福利厚生を充実させるための各種施策を講じることにより、従業員の定着率向上に取り組んでおります。

しかしながら、必要な人材を必要な時期に十分に確保できない場合及び社内の有能な人材が流出してしまった場合には、今後の事業展開に制約を受けることとなり、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は創業以来、比較的少数の従業員数で推移しているため、各業務分野、内部管理において少人数の人材に依存しております。当社では、特定の人材に過度の依存をしないよう優秀な人材の確保及び育成により経営体制を整備し、全般的な経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制の整備・強化を図っております。

しかしながら、当社の事業拡大に応じた十分な人材の確保及び育成ができるかは不確実であり、これらが不十分な場合は、当社の業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスクについて

アクセス数の突発的な増加、人的過失、災害、停電等の様々な要因により、システムダウン、データの配信不能等のシステム障害が発生する可能性があります。当社では、サーバーの分散化・定期バックアップ・稼働状況の監視等により、システムトラブルの事前防止または回避に努めております。

しかしながら、大規模災害等の想定範囲を超えるシステム障害が発生する場合には、当社の業務遂行及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスクについて

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員等に対して新株予約権(インセンティブを目的とした新株予約権(ストック・オプション)を含む)を付与しており、今後においても優秀な人材を確保することを目的としてストック・オプションの発行を継続して実施していくことを検討しております。平成30年3月31日現在において、これらの新株予約権による潜在株式数は843,900株であり、発行済株式総数6,109,900株の13.8%に相当します。今後、これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式価値の希薄化や需給関係に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに関するリスクについて

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程を策定し、当社の役職員が各々の業務遂行に当り、各種法令、倫理、社会通念、社内規程、行動基準等に反することのないよう当社全体への継続的教育機会を設け、周知徹底を図っております。

しかしながら、これらの取組みによっても、当社のコンプライアンス上のリスクを完全に排除できることの保証はなく、役職員の故意または過失による不正行為や法人としての法令違反、その他の問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等からの処分・命令や訴訟の提起を受ける可能性があります。係る事態が発生した場合、当社は社会的信用を失墜し、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響が生じる可能性があります。

自然災害等について

我が国において、地震・台風等による自然災害、テロの発生、感染症の拡大及びその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、本社が壊滅的損害を被った場合や正社員、パートタイマーその他従業員、加盟店の罹災状況によっては、サービスの提供が困難となり、加えて罹災設備の修復や代替のために時間と費用を要する可能性があります。

配当政策について

当社は、財務体質の強化及び事業の拡大のために、内部留保の充実を図り、企業体質の強化を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益還元につきましては、経営上の最重要課題の一つとして認識しておりますが、当社は成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくため、内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存ですが、配当実施の可能性及びその時期などについては現時点で未定であります。

M&A等について

当社は、既存サービスの収益拡大並びに新規サービスの拡充及び新規事業への投資等を通じた経営基盤の強化を目的として、積極的なM&Aに取り組んでおり、これを経営の重要戦略として位置付けています。

M&Aを行う際には、対象企業の財務内容、契約関係等について詳細なデューディリジェンスを行うことによつて、極力諸リスクを回避するように努めておりますが、案件の性質上時間的な制約等から十分なデューディリ

ジェンスが実施できない場合もあり、M&A後に偶発債務の発生や未認識債務が判明する可能性も否定できません。また、新規サービス及び新規事業の展開に当たってはその性質上、当該新規サービス及び新規事業による当社の既存事業及び経営成績への影響を確実に予測することは困難であり、事業環境の変化等により計画通りに新規サービス及び新規事業が進展せず、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性や、投下資本の回収に一定の期間を要する又は投下資本の回収が出来ない可能性があります。当社及び被買収企業間の情報システムや内部統制システム等の融合、被買収企業の役職員や顧客の当社による維持・承継等が計画通りに進まない可能性や、今後の投融資額が現在の事業規模と比較して多額となる可能性もあることから、財政状態等に関して当社全般にわたるリスクが拡大する可能性があります。そのような場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性や、投下資本の回収に一定の期間を要する又は投下資本の回収が出来ない可能性があります。

のれんの減損に関するリスクについて

当社グループは、平成30年9月期第3四半期連結会計期間から、連結財務諸表について国際会計基準（IFRS）の適用を計画しております。国際会計基準（IFRS）においては、日本において一般に公正妥当と認められる会計基準（日本基準）とは異なり、のれんの定額償却は不要となりますが、一方、対象会社における経営成績の悪化等によりのれんの減損の兆候が生じ、回収可能価額がのれんの帳簿価額を下回る場合には、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。また、国際会計基準（IFRS）ではのれんの償却が行われないため、減損リスクは将来にわたり残り続けることになることから、かかる場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果とは異なる可能性がありますので、ご留意下さい。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積もりが必要となります。これらの見積もりについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積もりによる不確実性のため、これらの見積もりとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項（重要な会計方針）」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

売上高

当事業年度における売上高は、1,754,467千円(前事業年度比53.7%増)となりました。主な要因は、パーティカルメディアサイトの運営においてコンテンツ強化や、更なるサービス提供範囲の拡充等による既存事業の継続的な強化、及びポータルサイトである「生活110番」のコンテンツ強化等による新たな成長基盤の確立に取り組んだ結果、受付数やサービス単価が増加したことによります。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,349,091千円(前事業年度比24.8%増)となりました。主な要因は、売上増加による広告費の増加213,208千円、新規採用に伴う給与手当の増加74,871千円であります。

この結果、営業利益は400,603千円(前事業年度比602.8%増)となりました。

営業外収益、営業外費用、経常利益

当事業年度における営業外収益は347千円(前事業年度比83.8%減)、営業外費用は11,022千円(前事業年度比230.5%増)となりました。営業外収益の主な要因は、受取手数料の減少985千円であります。営業外費用の主な要因は、支払手数料の増加4,651千円であります。

この結果、経常利益は389,928千円(前事業年度比598.7%増)となりました。

特別利益、特別損失、当期純利益

当事業年度において特別利益、特別損失は発生しておりません。また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額を含む)は121,800千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は268,128千円(前事業年度比1,153.4%増)となりました。

第12期第2四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(3) 財政状態の分析

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

資産

流動資産は、前事業年度末と比べて1,372,817千円増加し、1,883,169千円となりました。これは主に、現金及び預金が1,250,298千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて133,488千円増加し、268,915千円となりました。これは主に、差入保証金が128,417千円増加したこと、ソフトウェアが4,364千円増加したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における総資産は、前事業年度末と比べて1,506,306千円増加し、2,152,085千円となりました。

負債

流動負債は、前事業年度末と比べて202,425千円増加し、444,280千円となりました。これは主に、未払法人税等が101,849千円増加したこと、未払消費税等が39,870千円増加したこと、1年内償還予定の社債が35,000千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて132,846千円増加し、302,500千円となりました。これは主に、社債が197,500千円増加したこと、長期借入金が63,278千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比べて335,271千円増加し、746,780千円となりました。

純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べて1,171,035千円増加し、1,405,304千円となりました。これは主に、資本金が448,830千円、資本準備金が448,830千円増加したことによるものであります。

第12期第2四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

資産

流動資産は、5,185,647千円となりました。主な内訳は、現金及び預金4,160,728千円であります。

固定資産は、1,060,743千円となりました。主な内訳は、のれん407,216千円、差入保証金297,129千円であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における総資産は、6,246,390千円となりました。

負債

流動負債は、1,275,037千円となりました。主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金661,104千円、1年内償還予定の社債235,000千円であります。

固定負債は、3,465,438千円となりました。主な内訳は、長期借入金2,447,501千円であります。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、4,740,476千円となりました。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、1,505,914千円となりました。主な内訳は、資本金666,608千円、資本剰余金631,608千円であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第11期事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当事業年度の設備投資等の総額は45,926千円であり、主に自社取引システム「SHARING PLACE」構築19,633千円、新規WEBサイトの制作6,572千円といったソフトウェア投資であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

また、WEB事業の単一セグメントであったため、セグメント別の記載はしていません。

第12期第2四半期連結累計期間(自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)

「WEB事業」における当期間の設備投資等の総額は116,020千円であり、主に本社移転に伴う資産除去債務見合資産32,500千円、新規サイトのシステム制作20,000千円といったソフトウェア投資であります。

「民泊型ホテル事業」における当期間の設備投資等の総額は20,131千円であり、主に、民泊型ホテル運営に伴う設備といった投資であります。

なお、上記の投資金額においては、建設仮勘定10,594千円、ソフトウェア仮勘定46,903千円は含んでおりません。

その他では重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (愛知県名古屋市中区)	本社事務所	11,801	12,146	73,735	97,683	97 [32]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社事務所は建物を賃借しており、その年間賃借料は38,115千円であります。
 4. 民泊型ホテル事業においては金額にして重要性に乏しい資産のみであります。
 5. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
新本社 (愛知県名古屋市 中村区)	本社設備	50,000		自己資金	平成29年 11月	平成29年 12月	
現本社 (愛知県名古屋市 中区)	自社取引システム 「SHARING PLACE」	168,777	18,205	自己資金 及び 増資資金	平成29年 7月	平成31年 9月	

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、その測定が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	設備の内容	期末帳簿価額 (千円)	除却等の予定年月	除却等による減少能力
現本社 (愛知県名古屋市 中区)	本社設備	11,819	平成29年12月	本社移転のため

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 平成29年3月24日開催の取締役会決議により、平成29年4月12日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は19,800,000株増加し、20,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,109,900	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株となっております。
計	6,109,900		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

第2回新株予約権(平成28年9月26日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,987	195
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	198,700(注)1.4	19,500(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610(注)2.4	610(注)2.4
新株予約権の行使期間	自 平成28年9月30日 至 平成38年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 610 資本組入額 305(注)4	発行価格 610 資本組入額 305(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記(注)3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から現在の発行内容に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 当社は、平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(平成28年9月26日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,292	1,292
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129,200(注)1.4	129,200(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610(注)2.4	610(注)2.4
新株予約権の行使期間	自平成28年9月30日 至平成38年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 610 資本組入額 305(注)4	発行価格 610 資本組入額 305(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から現在の発行内容に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 当社は、平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(平成28年9月26日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	572	572
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,200(注)1.4	57,200(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610(注)2.4	610(注)2.4
新株予約権の行使期間	自平成30年10月1日 至平成38年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 610 資本組入額 305(注)4	発行価格 610 資本組入額 305(注)4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から現在の発行内容に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 当社は、平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(平成29年11月27日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)		6,380
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		638,000(注)1.4
新株予約権の行使時の払込金額(円)		2,590(注)2.4
新株予約権の行使期間		自平成31年1月1日 至平成39年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 2,700 資本組入額 1,350(注)4
新株予約権の行使の条件		新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行前の1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現在の行使価格を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3・(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から現在の発行内容に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
4. 当社は、平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年9月12日 (注)1	14,284	49,284	9,998	44,998	9,998	9,998
平成28年5月31日 (注)2	2,500	51,784	76,250	121,248	76,250	86,248
平成29年4月12日 (注)3	5,126,616	5,178,400		121,248		86,248
平成29年8月2日 (注)4	600,000	5,778,400	441,600	562,848	441,600	527,848
平成29年8月15日 (注)5	23,100	5,801,500	7,230	570,079	7,230	535,079
平成30年1月31日 (注)5	163,400	5,964,900	51,144	621,223	51,144	586,223
平成30年2月5日 (注)5	129,200	6,094,100	40,439	661,662	40,439	626,662
平成30年2月15日 ～平成30年3月31日 (注)5	15,800	6,109,900	4,945	666,608	4,945	631,608

- (注) 1. 有償第三者割当増資による増加であります。
発行価格 1,400円、資本組入額 700円
割当先：榊原暢宏、綿引一
2. 有償第三者割当増資による増加であります。
発行価格 61,000円、資本組入額 30,500円
割当先：MSIVC2012V投資事業有限責任組合
3. 株式分割(1:100)によるものであります。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,600円
引受価額 1,472円
資本組入額 736円
5. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		4	35	52	18	4	2,720	2,833	
所有株式数(単元)		7,373	4,503	4,467	3,127	11	41,605	61,086	
所有株式数の割合(%)		12.07	7.37	7.31	5.12	0.02	68.11	100.000	

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
引字 圭祐	愛知県名古屋市西区	1,542,200	25.24
綿引 一	東京都港区	714,200	11.69
指定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	580,000	9.49
榊原 暢宏	愛知県名古屋市昭和区	505,500	8.27
MSIVC2012V投資事業有限責任組合 無限責任組合員三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区京橋1丁目2-5号	250,000	4.09
高橋 新	大阪府門真市	180,500	2.95
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	171,840	2.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	164,300	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	116,100	1.90
丸谷 和徳	東京都目黒区	90,000	1.47
計		4,314,640	70.62

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 37,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,070,900	60,709	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,300		
発行済株式総数	6,109,900		
総株主の議決権		60,709	

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シェアリングテクノロジー 株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅 一丁目1番1号	37,700		37,700	0.62
計		37,700		37,700	0.62

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次の通りであります。

第4回新株予約権(平成28年9月26日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役3名及び当社の従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】会社法第459条第1項の規定による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成30年2月22日)での決議状況 (取得期間平成30年2月23日～平成31年2月22日)	40,000(上限)	100,000,000(上限)
最近事業年度における取得自己株式		
最近事業年度における取得自己株式 (平成28年10月1日～平成29年9月30日)		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
最近期間における取得自己株式	37,700	99,822,200
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った自己株式				
合併、株式転換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数			37,700	

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務体質の強化及び事業の拡大を経営上の重要課題として認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
最高(円)					3,085
最低(円)					1,923

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

2. 当社株式は、平成29年8月3日から東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場に上場しております(但し、名古屋証券取引所セントレックス市場においては、平成29年12月に上場廃止としております)。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年11月	12月	平成30年1月	2月	3月	4月
最高(円)	3,080	4,435	4,270	3,340	3,400	2,758
最低(円)	2,155	2,768	2,951	2,222	2,452	2,288

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性7名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	引 字 圭 祐	昭和60年 2月13日生	平成18年11月 当社設立 代表取締役(現任)	(注)3	1,542,200
取締役	CFO 管理本部長 兼経営戦略 室長	篠 昌 義	昭和59年 11月5日生	平成23年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所 平成27年10月 税理士法人平成会計社 入所 平成28年8月 当社 入社 平成28年8月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	7,600
取締役	-	浅 井 啓 雄	昭和58年 8月7日生	平成19年9月 楽天株式会社 入社 平成24年2月 有限責任あずさ監査法人 入所 平成28年7月 柴田会計事務所 入所(現任) 平成28年10月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	-	松 井 知 行	昭和58年 2月20日生	平成23年9月 春馬・野口法律事務所 入所(現任) 平成29年1月 トピラスシステムズ株式会社 社外取 締役就任(現任) 平成29年12月 当社 取締役就任(現任)	(注)3	
取締役	-	守 山 慧	昭和61年 4月4日生	平成20年6月 株式会社エムハンド 入社 平成28年6月 同社 退社 平成28年7月 個人事業としてコンサルティング業 務 開始 平成29年9月 株式会社REPLUS設立 代表取締役就 任(現任)	(注)4	
監査役 (常勤)	-	鈴 木 快	昭和50年 6月28日生	平成12年4月 株式会社トヨタコミュニケーション システム 入社 平成18年9月 有限責任あずさ監査法人 入所 平成25年10月 株式会社アドヴィックス 入社 平成28年1月 当社 監査役就任(現任)	(注)5	
監査役	-	善 利 友 一	昭和60年 9月21日生	平成24年12月 虎ノ門法律経済事務所 入社(現任) 平成29年8月 株式会社オールハーツ・カンパ ニー 社外監査役就任(現任) 平成29年12月 当社 監査役就任(現任)	(注)5	
監査役	-	西 本 俊 介	昭和54年 10月1日生	平成24年12月 新生総合法律事務所入所(現任) 平成27年2月 JOES SHANGHAI JA PAN社外取締役就任(現任) 平成30年2月 当社 監査役就任(現任)	(注)6	
計						1,549,800

- (注) 1. 取締役浅井啓雄、松井知行及び守山慧は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木快、西本俊介及び善利友一は、社外監査役であります。
3. 平成29年9月期に係る定時株主総会の集結のときから平成30年9月期に係る定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 平成30年5月9日開催の臨時株主総会終結のときから平成30年9月期に係る定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 平成29年9月期に係る定時株主総会の集結のときから平成33年9月期に係る定時株主総会の終結のときまでであります。
6. 平成30年2月22日開催の臨時株主総会集結のときから平成33年9月期に係る定時株主総会の終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡充し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

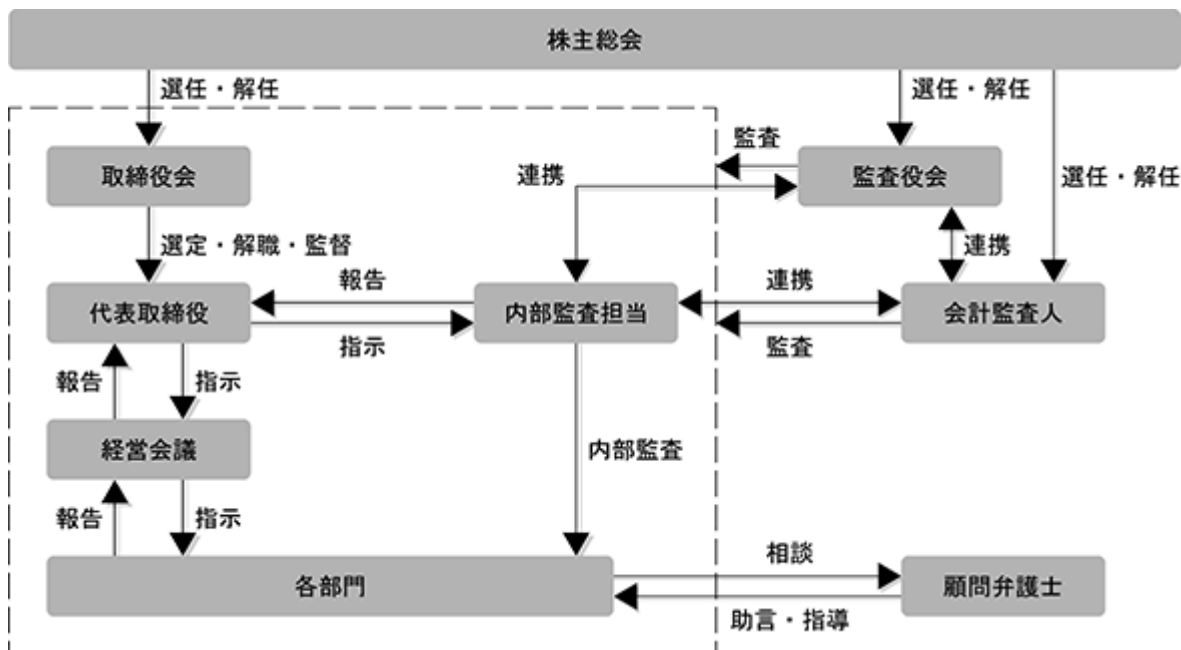
具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係図



ハ．取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

二．監査役及び監査役会

監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

ホ．経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役、部長、課長で構成されております。経営会議は原則として週1回定期的に開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関であり、また、各部門間における情報共有及び意見交換の場としても機能し、活発な議論を行っております。

ヘ．内部統制システムの整備の状況

事業活動全般にわたり生じる様々なリスクに関しては、事前に各部署と管理部門においてリスク分析とその対策の検討を行い、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで対処するとともに、経営戦略上のリスクに関しては経営会議及び取締役会において審議を行います。

また、個人情報の保護について最大限の注意を払っており、個人情報の取扱いに関する運用を徹底しております。

なお、利用者に係る情報等、事業運営上、多くの個人情報を取扱うため、情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は、小規模組織であることに鑑み、内部監査を専門とする部署を設置していませんが、社長の指名した内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。なお、自己監査を回避するために、人事総務部に属する1名が人事総務部以外の全部門の監査を担当し、マーケティング事業部に属する1名が人事総務部の監査を担当しております。内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で同計画に基づいて内部監査を実施しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させることとしております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に実施されておりますが、非常勤監査役も業務を分担して、積極的に関与しております。監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務執行に関する報告を受け、重要書類の閲覧等を行っており、取締役の職務の執行状況を常に監督できる体制にあります。

なお、監査役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換等を行っており、三者間で情報を共有することで、連携を図っております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を遂行した公認会計士は中川昌美及び江戸川泰路であり新日本有限責任監査法人に所属しております。また、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、その他7名であります。また、監査役と会計監査人は、監査報告等の定期的な会合を通じて連携を図りながら、効率的な監査を行っております。なお、継続監査年数が7年以内のため、年数の記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の浅井啓雄は、IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しており、当社の経営全般の監督に活かされることを期待し、社外取締役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立的かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

社外取締役の松井知行は、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立的かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

社外取締役の守山慧は、IT業界での幅広い経験を有し、当社ビジネスに精通しております。同氏の豊富な経験と実績を基盤とし、中期経営計画の実現に向けて、社外取締役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立的かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

社外監査役の鈴木快は、内部監査業務の経験や監査法人での勤務経験など専門的な知見と経験を有しており、当社の経営全般の監督に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。同氏は、当社新株予約権を102個保有しておりますが、同氏と当社との間にその他の人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の善利友一は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外監査役としての監査機能の実効性を高めていただくため、監査役として選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立的かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

社外監査役の西本俊介は、弁護士として法律実務に携わるとともに、高い経験と実績を有しております。この経験を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断し、選任しております。また、同氏は一般株主との間に利益相反を生じるおそれはなく、独立的かつ会計的な観点から当社の経営に資する提言・助言を行い、独立役員としての職責を全うしているものと判断し選任致しました。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めてはおりませんが、当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外取締役及び社外監査役の確保に努めています。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任することで、経営への監督機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、社外取締役及び社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督または監査の有効性、効率性を高めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、代表取締役及び各部門責任者にて構成される経営会議を原則週1回定期的に開催しており、リスクに関する情報共有及び情報交換を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

なお、内部監査担当者は、内部監査手続においてリスク管理体制の有効性を評価しており、リスク管理体制に関するモニタリング機能を適切に発揮する体制を構築しております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	30,000	30,000				2
監査役 (社外監査役を除く)						
社外取締役	6,000	6,000				2
社外監査役	11,400	11,400				3

(注) 最近事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で審議決定しております。

定款で定めた取締役の員数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

反社会的勢力排除に関する整備状況

当社は反社会的勢力との一切の接触を遮断し、不当要求には一切の例外無く拒絶することを「反社会的勢力排除マニュアル」に定め、全役員、従業員に周知徹底いたします。また、反社会的勢力から誹謗中傷や加害行為を受けた場合には、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした対応を徹底いたします。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,000		13,500	1,000

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場の上場、並びに新株式発行のためのコンフォートレター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．連結財務諸表について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

3．監査証明について

（1）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応すべく、社内規程やマニュアルを整備・運用しているほか、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門図書の購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成30年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,160,728
売掛金	230,602
たな卸資産	329
貯蔵品	476
前払金	32,210
前払費用	72,252
未収入金	1,141
繰延税金資産	14,377
預け金	621,489
未収消費税等	4,449
その他	50,162
貸倒引当金	2,572
流動資産合計	5,185,647
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	79,233
工具、器具及び備品（純額）	24,412
建設仮勘定	10,594
有形固定資産合計	114,240
無形固定資産	
ソフトウェア	120,321
ソフトウェア仮勘定	46,903
のれん	407,216
無形固定資産合計	574,440
投資その他の資産	
投資有価証券	40,077
出資金	70
破産更生債権等	7,300
長期前払費用	29,083
繰延税金資産	5,702
差入保証金	297,129
貸倒引当金	7,300
投資その他の資産合計	372,061
固定資産合計	1,060,743
資産合計	6,246,390

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成30年3月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	661,104
1年内償還予定の社債	235,000
未払金	199,565
未払費用	74,761
未払法人税等	11,283
その他	93,322
流動負債合計	1,275,037
固定負債	
社債	980,000
長期借入金	2,447,501
資産除去債務	37,937
固定負債合計	3,465,438
負債合計	4,740,476
純資産の部	
株主資本	
資本金	666,608
資本剰余金	631,608
利益剰余金	289,982
自己株式	99,822
株主資本合計	1,488,376
新株予約権	17,538
純資産合計	1,505,914
負債純資産合計	6,246,390

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
売上高	1,126,791
売上原価	18,213
売上総利益	1,108,577
販売費及び一般管理費	1,079,702
営業利益	28,875
営業外収益	
受取利息及び配当金	117
受取手数料	74
償却債権取立益	43
雑収入	4
営業外収益合計	239
営業外費用	
支払利息	4,969
社債利息	1,408
社債発行費	16,250
雑損失	9
営業外費用合計	22,636
経常利益	6,477
特別損失	
固定資産除却損	257
特別損失合計	257
税金等調整前四半期純利益	6,220
法人税、住民税及び事業税	4,890
法人税等調整額	6,248
法人税等合計	11,138
四半期純損失()	4,918
親会社株主に帰属する四半期純損失()	4,918

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
四半期純損失()	4,918
四半期包括利益	4,918
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	4,918

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年10月1日
至平成30年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	6,220
減価償却費	37,057
のれん償却額	5,507
貸倒引当金の増減額（は減少）	2,496
受取利息及び受取配当金	117
支払利息	4,969
売上債権の増減額（は増加）	8,468
たな卸資産の増減額（は増加）	603
賞与引当金の増減額（は減少）	11,856
固定資産売却損益（は益）	257
支払手数料	27,759
社債利息	1,408
社債発行費	16,250
前払費用の増減額（は増加）	38,520
未払消費税等の増減額（は減少）	74,342
未収入金の増減額（は増加）	13,210
未払金の増減額（は減少）	72,740
未払費用の増減額（は減少）	21,857
その他の資産の増減額（は増加）	26,189
その他の負債の増減額（は減少）	10,948
小計	34,161
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	5,833
法人税等の支払額	129,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	100,975
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	69,280
有形固定資産の除却による支出	12,000
無形固定資産の取得による支出	38,252
差入保証金の差入による支出	136,987
関係会社株式の取得による支出	428,835
出資金の払込による支出	40,107
関係会社株式取得のための前払金の支出	595,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,320,463

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年10月1日
至平成30年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	3,150,000
長期借入金の返済による支出	218,435
社債の発行による収入	983,750
社債の償還による支出	17,500
自己株式の取得による支出	99,844
新株予約権の発行による収入	17,226
新株予約権の行使による株式の発行による収入	188,124
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,003,320
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,581,882
現金及び現金同等物の期首残高	1,578,846
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,160,728

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、当社は、フランチャイズの窓口株式会社(旧名称：Idealink株式会社)の株式を100%取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

また、当第2四半期連結会計期間において、当社は、株式会社リアプロードの株式を100%取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(子会社の吸収合併契約)

当社は、平成30年2月15日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるフランチャイズの窓口株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

1. 吸収合併の目的

フランチャイズの窓口株式会社は、「フランチャイズの窓口」等のWEBサービスを運営しております。このたび、当社では、意思決定の迅速化と組織運営の効率化、サービスの平準化を図り経営基盤を強化することを目的として、当該子会社を簡易吸収合併することといたしました。

当子会社は、ユーザーとフランチャイザーへの精度の高いマッチングを提供しており、当社既存WEB事業との相乗効果が見込めるため、更なる利益の拡大が期待できます。

今後当社は、対象会社への投下資本を当社グループの成長分野に再分配すると同時に積極的なM&A戦略を推進し、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

2. 吸収合併の概要

(吸収合併の日程)

取締役会決議日	平成30年2月15日
契約締結日	平成30年2月15日
実施予定日(効力発生日)	平成30年5月8日

本件吸収合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易吸収合併であるため、吸収合併契約承認に関する株主総会は開催しません。また、フランチャイズの窓口株式会社については、定時株主総会の承認を得ております。

(吸収合併の方式)

当社を存続会社とする簡易吸収合併方式であり、フランチャイズの窓口株式会社は解散により、消滅いたします。

(吸収合併に係る割当ての内容)

フランチャイズの窓口株式会社は、当社の完全子会社であることから、本合併による株式及びその他の金銭等の割当てはありません。

(吸収合併する相手会社の概要)

事業の内容：インターネットメディアの運営、インターネットサービスの受託開発及び制作等

(実施する会計処理の概要)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)	
広告宣伝費	414,497	千円
減価償却費	37,057	千円
貸倒引当金繰入額	6,509	千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
現金及び預金	4,160,728千円
現金及び現金同等物	4,160,728千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自平成29年10月1日 至平成30年3月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(自己株式の取得)

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この取得により自己株式は、当第2四半期連結累計期間に99,822千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において99,822千円となりました。なお、当該決議に基づく自己株式の取得について、平成30年3月23日をもって終了しております。

(企業結合等関係)

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社リアブロード

事業の内容：留学希望者へ語学学校の斡旋サイト運営

企業結合を行った主な理由

株式会社リアブロードが運営する、海外留学サービス「スマ留」は留学希望者へ語学学校を斡旋するサイトになります。「スマ留」においては、語学学校の空き場所や空き時間を利用することにより、大手の半額近くで海外留学を提供することが可能になっております。シェアリングエコノミーを活用した海外留学サービスサイトであることから当社の既存WEB事業で培ったサイト集客力を活用することで、収益拡大を図ることが可能であると考え、より企業価値を高めるため本企业結合を行うに至りました。

企業結合日

平成30年2月7日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社リアブロードの全株式を取得したためであります。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

貸借対照表のみを連結しているため、当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	130,000千円
取得原価		130,000 "

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 7,959千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

192,429千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力を加味し発生したものであります。

償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間において均等償却する予定であります。なお、償却期間については算定中でありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)1
	WEB事業	民泊型 ホテル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,119,864	6,926	1,126,791		1,126,791
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,119,864	6,926	1,126,791		1,126,791
セグメント利益又は損失()	419,387	31,884	387,503	358,628	28,875

(注) 1. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と同額となっております。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 358,628千円は、主に報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成29年12月19日開催の定時株主総会にて、定款の事業目的に宿泊業を加え、事業の開始を決定したことに伴い、第1四半期連結会計期間から、報告セグメントに「民泊型ホテル事業」を追加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「WEB事業」セグメントにおいて、第1四半期連結会計期間よりフランチャイズの窓口株式会社(旧名称: Idealink株式会社)の株式を100%取得し同社を連結の範囲に含めたことに伴い、のれんが発生しております。

当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間において220,294千円であります。

また、「WEB事業」セグメントにおいて、当第2四半期連結会計期間より株式会社リアプロードの株式を100%取得し、新たに同社を連結の範囲に含めたことに伴い、のれんが発生しております。

当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間において192,429千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	0円84銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(千円)	4,918
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失(千円)	4,918
普通株式の期中平均株式数(株)	5,888,997

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益について、当第2四半期は潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（取得による企業結合）

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、電子プリント工業株式会社、株式会社名泗コンサルタントの全株式を取得し、完全子会社化することを決議いたしました。また、同取締役会にて株式会社アーキバンクから運営サイトである「アーキクラウド」を譲受けることを決議し、平成30年4月2日付で同社の事業を譲受けました。

株式会社APEXYにつきましては、平成30年2月16日開催の取締役会において、全株式を取得し完全子会社化することを決議し、平成30年4月2日付で同社の全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：電子プリント工業株式会社

事業の内容：白物家電や照明器具等に使われるプリント配線板の製造、販売

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社名泗コンサルタント

事業の内容：不動産売買、仲介、賃貸事業

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社APEXY

事業の内容：インターネットウェブサイトの運営等

取得サイトの名称及びそのサイトの内容

取得サイトの名称：アーキクラウド

サイトの内容：内装工事費用の比較見積もりサイト

企業結合を行った主な理由

、 につきましては、買収価額に対して純資産が潤沢にあり、安定的な事業運営が確立されております。買収後も引き続き安定的な事業展開をしていき、当社グループの企業価値の向上に努めてまいります。

また、 につきましては、お金にまつわる知識や役立つ情報を発信・掲載するサイト「お金つくる」を運営しており、 につきましては内装工事見積もりサイトであり、当社の事業で培ったWEBノウハウを活かせると考え、更なる企業価値向上のため、本企业結合を行うに至りました。

企業結合日

平成30年4月2日

企業結合の法的形式

株式取得及び事業の譲受

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得及び事業を譲受けたためであります。

(2) 被取得企業(事業譲渡含む)の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,499,948千円
取得原価		1,499,948 "

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 137,173千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

金額
現在算定中でありませぬ。

発生原因

現在算定中でありませぬ。

償却方法及び償却期間

現在算定中でありませぬ。

(2) 【その他】

該当事項はありませぬ。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	328,547	1,578,846
売掛金	142,759	211,224
貯蔵品	474	202
前払金		21,600
前払費用	27,443	53,164
未収入金	284	1,003
繰延税金資産	5,728	16,837
その他	6,621	2,891
貸倒引当金	1,508	2,600
流動資産合計	510,351	1,883,169
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	14,576	11,801
工具、器具及び備品（純額）	7,831	12,146
有形固定資産合計	1 22,408	1 23,948
無形固定資産		
ソフトウェア	69,370	73,735
無形固定資産合計	69,370	73,735
投資その他の資産		
出資金	10	10
破産更生債権等	3,197	4,775
長期前払費用	5,675	8,211
繰延税金資産	12,859	9,490
差入保証金	25,103	153,521
貸倒引当金	3,197	4,775
投資その他の資産合計	43,647	171,232
固定資産合計	135,427	268,915
資産合計	645,778	2,152,085

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	51,904	30,000
1年内償還予定の社債		35,000
未払金	85,163	98,123
未払費用	41,441	50,544
資産除去債務		11,730
未払法人税等	27,479	129,329
未払消費税等	23,036	62,906
賞与引当金	2,326	11,856
その他	10,504	14,791
流動負債合計	241,855	444,280
固定負債		
社債		197,500
長期借入金	168,278	105,000
資産除去債務	1,375	
固定負債合計	169,653	302,500
負債合計	411,508	746,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	121,248	570,079
資本剰余金		
資本準備金	86,248	535,079
資本剰余金合計	86,248	535,079
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	26,772	294,900
利益剰余金合計	26,772	294,900
株主資本合計	234,269	1,400,058
新株予約権		5,246
純資産合計	234,269	1,405,304
負債純資産合計	645,778	2,152,085

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	1,141,757	1,754,467
売上原価	3,912	4,772
売上総利益	1,137,845	1,749,694
販売費及び一般管理費	1 1,080,842	1 1,349,091
営業利益	57,002	400,603
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8	9
受取手数料	1,020	34
受取和解金	939	
償却債権取立益		261
その他	171	41
営業外収益合計	2,138	347
営業外費用		
支払利息	3,050	2,094
社債利息		534
社債発行費		3,739
支払手数料		4,651
その他	285	2
営業外費用合計	3,335	11,022
経常利益	55,805	389,928
特別損失		
固定資産売却損	4 775	
固定資産除却損	2 1,993	
減損損失	5 14,861	
訴訟和解金	3 900	
特別損失合計	18,530	
税引前当期純利益	37,275	389,928
法人税、住民税及び事業税	26,555	129,540
法人税等調整額	10,672	7,739
法人税等合計	15,882	121,800
当期純利益	21,392	268,128

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
賃借料		3,912	100.0	4,772	100.0
売上原価		3,912	100.0	4,772	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	44,998	9,998	9,998	5,379	5,379	60,377	60,377
当期変動額							
新株の発行	76,250	76,250	76,250			152,500	152,500
当期純利益				21,392	21,392	21,392	21,392
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	76,250	76,250	76,250	21,392	21,392	173,892	173,892
当期末残高	121,248	86,248	86,248	26,772	26,772	234,269	234,269

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	121,248	86,248	86,248	26,772	26,772	234,269		234,269
当期変動額								
新株の発行	441,600	441,600	441,600			883,200		883,200
新株の発行（新株予 約権の行使）	7,230	7,230	7,230			14,460		14,460
当期純利益				268,128	268,128	268,128		268,128
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							5,246	5,246
当期変動額合計	448,830	448,830	448,830	268,128	268,128	1,165,788	5,246	1,171,035
当期末残高	570,079	535,079	535,079	294,900	294,900	1,400,058	5,246	1,405,304

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	37,275	389,928
減価償却費	25,209	40,034
減損損失	14,861	
貸倒引当金の増減額（は減少）	3,726	2,671
賞与引当金の増減額（は減少）	2,326	9,529
受取利息及び受取配当金	8	9
支払利息	3,050	2,094
支払手数料		1,751
社債利息		534
社債発行費		3,739
固定資産売却損益（は益）	775	
固定資産除却損	1,993	
売上債権の増減額（は増加）	33,144	70,043
前払金の増減額（は増加）		21,600
前払費用の増減額（は増加）	23,507	28,485
未収入金の増減額（は増加）	284	719
たな卸資産の増減額（は増加）	160	272
その他の資産の増減額（は増加）	5,555	3,732
未払金の増減額（は減少）	41,935	19,098
未払費用の増減額（は減少）	3,140	9,319
未払消費税等の増減額（は減少）	1,796	39,870
その他の負債の増減額（は減少）	4,527	4,286
小計	71,676	406,005
利息及び配当金の受取額	8	9
利息の支払額	3,352	2,327
法人税等の支払額	432	27,690
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,900	375,995
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,070	9,665
無形固定資産の取得による支出	29,212	32,347
無形固定資産の売却による収入	1,388	
差入保証金の差入による支出	10,396	128,417
関係会社株式の売却による収入	19,947	
投資活動によるキャッシュ・フロー	32,343	170,431
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		132,000
短期借入金の返済による支出		132,000
長期借入れによる収入	200,000	150,000
長期借入金の返済による支出	150,954	235,182
社債の発行による収入		244,509
社債の償還による支出		17,500
株式の発行による収入	152,500	883,200
新株予約権の発行による収入		5,616
新株予約権の行使による株式の発行による収入		14,091
財務活動によるキャッシュ・フロー	201,546	1,044,734
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	237,102	1,250,298
現金及び現金同等物の期首残高	91,444	328,547
現金及び現金同等物の期末残高	328,547	1,578,846

【注記事項】

(重要な会計方針)

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

b. その他有価証券

(a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(ハ) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

(a) 建物附属設備 8～15年

(b) 工具、器具及び備品 4～10年

b. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)の定額法に基づいております。

(ニ) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(ホ) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(ヘ) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(ト) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、平成29年12月に本社を移転することを決定いたしました。これにより、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、合理的であると判断される金額への見積りの変更を行いました。

また、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を移転月までの期間に見直しを行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が7,616千円増加しており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	7,702	25,883

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
役員報酬	55,480	56,990
給料及び手当	188,293	263,165
広告宣伝費	344,901	558,110
外注費	202,366	106,051
減価償却費	25,209	40,034
貸倒引当金繰入額	3,726	6,982
賞与引当金繰入額	2,326	11,856

おおよその割合

販売費	57.9	54.9
一般管理費	42.1	45.1

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
建物附属設備	573	
工具、器具及び備品	1,002	
ソフトウェア	417	
計	1,993	

3 訴訟和解金

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

訴訟和解金は、(株)オールピーネットから提起を受け、係争中でありました損害賠償請求訴訟の和解金であります。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
ソフトウェア	775	
計	775	

5 減損損失

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

場所	用途	種類	金額(千円)
愛知県名古屋市中区	遊休資産	ソフトウェア	14,861

当社は、管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。

減損損失を認識した上記ソフトウェアについては、将来の使用が見込めなくなったため、当該ソフトウェアを遊休資産として認識し、減損損失を計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額を零として算定しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(イ) 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	49,284	2,500		51,784

(変動事由の概要)

新株の発行による増加 2,500株

(ロ) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(ハ) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(二) 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(イ) 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	51,784	5,749,716		5,801,500

(変動事由の概要)

株式分割による増加 5,126,616株

新株の発行による増加 600,000株

新株予約権の権利行使による増加 23,100株

(ロ) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(ハ) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	
第2回自社株式オプションとしての新株予約権(平成28年9月30日発行)					3,179
第3回自社株式オプションとしての新株予約権(平成28年9月30日発行)					2,067
第4回ストック・オプションとしての新株予約権(平成28年9月30日発行)					
合計					5,246

(注) 第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(二) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	328,547	1,578,846
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	328,547	1,578,846

(金融商品関係)

(イ) 金融商品の状況に関する事項

a. 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入による資金調達を実施する方針であります。

b. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は加盟店の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事業所の貸借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

c. 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年一回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(ロ) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2

前事業年度(平成28年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	328,547	328,547	
(2) 売掛金	142,759		
貸倒引当金()	1,508		
	141,251	141,251	
(3) 未収入金	284	284	
(4) 破産更生債権等	3,197		
貸倒引当金()	3,197		
資産計	470,083	470,083	
(1) 未払金	85,163	85,163	
(2) 未払費用	41,441	41,441	
(3) 未払法人税等	27,479	27,479	
(4) 未払消費税等	23,036	23,036	
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	220,182	220,182	
負債計	397,302	397,302	

() 売掛金及び破産更生債権等については、対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成29年9月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,578,846	1,578,846	
(2) 売掛金	211,224		
貸倒引当金()	2,600		
	208,623	208,623	
(3) 未収入金	1,003	1,003	
(4) 破産更生債権等	4,775		
貸倒引当金()	4,775		
(5) 差入保証金(注2)	148,462	148,462	
資産計	1,936,936	1,936,936	
(1) 未払金	98,123	98,123	
(2) 未払費用	50,544	50,544	
(3) 未払法人税等	129,329	129,329	
(4) 未払消費税等	62,906	62,906	
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	135,000	135,000	
(6) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	232,500	231,697	802
負債計	708,403	707,600	802

() 売掛金及び破産更生債権等については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しています。

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しています。

(5)差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約等に基づく借借期間を返還期限として、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

なお、国債利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(2) 負債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の利息は全て変動金利となっております。

市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6)社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の利息は全て固定金利となっております。

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	平成28年9月30日	平成29年9月30日
差入保証金	25,103	5,058
出資金	10	10
合計	25,113	5,068

- () 差入保証金のうち、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては上表に含めておりません。出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成28年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	328,547			
売掛金	142,759			
未収入金	284			
合計	471,591			

() 破産更生債権等3,197千円については、償還予定額が見込めないため上表に含めておりません。

当事業年度(平成29年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,578,177			
売掛金	211,224			
未収入金	1,003			
差入保証金	25,103		123,359	
合計	1,815,509		123,359	

() 破産更生債権等4,775千円については、償還予定額が見込めないため上表に含めておりません。

(注) 4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成28年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債						
長期借入金	51,904	39,708	28,572	28,572	28,572	42,854
合計	51,904	39,708	28,572	28,572	28,572	42,854

当事業年度(平成29年9月30日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	57,500
長期借入金	30,000	30,000	30,000	30,000	15,000	
合計	65,000	65,000	65,000	65,000	50,000	57,500

(ストック・オプション等関係)

(イ) スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(ロ) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

a. スtock・オプションの内容

	第4回 (ストック・オプション)
決議年月日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員6名

株式の種類及び付与数(注)	普通株式 81,300株
付与日	平成28年9月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。なお、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年10月1日～平成38年9月27日

(注) 平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

b. ストック・オプションの規模及びその変動状況

(a) ストック・オプションの数

	第4回 (ストック・オプション)
権利確定前(株)	
前事業年度末	81,300
付与	
失効	24,100
権利確定	
未確定残	57,200
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(b) 単価情報

	第4回 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	610
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(ハ) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF法によっております。

(ニ) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(ホ) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	94,151 千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	千円

(へ) 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

a. 自社株式オプションの内容

	第2回 (自社株式オプション)	第3回 (自社株式オプション)
決議年月日	平成28年9月26日	平成28年9月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役1名	社外協力者2社
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 221,800株	普通株式 129,200株
付与日	平成28年9月30日	平成28年9月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は付されておりません。なお、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年9月30日～ 平成38年9月29日	平成28年9月30日～ 平成38年9月29日

(注) 平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

b. 自社株式オプションの規模及びその変動状況

(a) 自社株式オプションの数

	第2回 (自社株式オプション)	第3回 (自社株式オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	221,800	129,200
権利確定		
権利行使	202,300	129,200
失効		
未行使残	19,500	0

(注) 1. 平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年9月26日開催の臨時株主総会決議に基づく第3回新株予約権は、当事業年度末までにすべて行使が完了しております。

(b) 単価情報

	第2回 (自社株式オプション)	第3回 (自社株式オプション)
権利行使価格(円)	610	610
行使時平均株価(円)	2,558	2,900
付与日における公正な評価単価 (円)	16	16

(注)平成29年4月12日付の株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

(ト) 当事業年度に付与された自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

使用した主な基礎数値および見積方法

	平成30年9月期
株価変動性 (注) 1	58.90%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率 (注) 4	0.033%

(注) 1. 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。

2. 付与日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 平成29年9月期の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(チ) 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

(イ) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア	8,575	4,282
建物附属設備	3,573	1,461
貸倒引当金	1,444	2,267
賞与引当金	714	3,644
未払役員賞与	1,841	
未払社会保険料	755	
資産除去債務	419	3,605
未払事業所税		246
未払中途解約金		4,370
未払事業税	1,954	7,777
繰延税金資産小計	19,279	27,655
評価性引当額	419	
繰延税金資産合計	18,859	27,655
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	271	1,327
繰延税金負債合計	271	1,327
繰延税金資産純額	18,588	26,327

(ロ) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	32.8	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	
住民税均等割等	1.4	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.0	
所得拡大促進税制等に係る税額控除	5.9	
留保金課税	5.8	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.6	

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(イ) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社移転予定のため、移転までの期間を使用見込期間とし、当該期間に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(ハ) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
期首残高	1,139千円	1,375千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	222 "	
時の経過による調整額	13 "	11 "
見積りの変更等による増加額(注)		10,342 "
期末残高	1,375千円	11,730千円

(注) 当社は、当事業年度に取締役会で本社移転を決定し、使用見込期間を短縮しております。また、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務に関する新たな情報を入手したことに伴い、見積りの変更等を行った結果、当事業年度において、10,342千円を資産除去債務に加算しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、第11期事業年度まではWEB事業の単一セグメントだったため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
SSSEO(株)	192,000	WEB事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

当社の事業セグメントは、第11期事業年度まではWEB事業の単一セグメントだったため、記載を省略いたしております。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

a. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有割合 〔被所有〕 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要株主	引字圭祐			当社 代表取締役	〔被所有〕 直接61.2	債務 被保証	当社銀行借入 に対する 債務被保証 (注) 1	220,182		
							当社不動産 賃貸借に対する 債務被保証 (注) 2			

(注) 1. 当社の銀行借入に対する債務保証を受けております。取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

2. 当社の本社事務所の賃貸等に係る債務保証を受けております。賃料は前払いのため、期末において対象となる債務はありません。なお、当社は保証料を支払っておりません。

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等の 所有割合 (被所有) (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 始			当社 取締役 (注) 2	(被所有) 直接 0.4		新株予約権の 行使	14,091 (23,100株)		

(注) 1. 平成28年9月26日開催の取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 鈴木始氏は、平成29年8月31日付で当社取締役を辞任したため、同日までの取引を記載対象としておりません。

b. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	45.24円	241.33円
1株当たり当期純利益金額	4.27円	50.78円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		50.31円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、前事業年度末時点において当社株式は非上場であったため、期中平均株価を把握できませんので、記載していません。
2. 当社は平成29年4月12日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成29年8月3日に東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場に上場したため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	21,392	268,128
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	21,392	268,128
普通株式の期中平均株式数(株)	5,012,400	5,279,941
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		50,031
(うち新株予約権(株))		(50,031)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	234,269	1,405,304
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		5,246
(うち新株予約権(千円))		(5,246)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	234,269	1,400,058
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	5,178,400	5,801,500

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、平成29年12月14日の取締役会において、第2回無担保社債及び第3回無担保社債を発行することを決議いたしました。

(1) 銘柄	第2回無担保社債	第3回無担保社債
(2) 種類	銀行保証付私募債	銀行保証付私募債
(3) 発行会社	シェアリングテクノロジー株式会社	シェアリングテクノロジー株式会社
(4) 発行総額	500,000千円	500,000千円
(5) 利率	社債額面金額に対して0.390%	社債額面金額に対して0.200%
(6) 総調達コスト (利息・保証料・事務委託 手数料等を含む)	社債額面金額に対して1.060%	社債額面金額に対して1.251%
(7) 発行日	平成29年12月25日	平成29年12月25日
(8) 償還方法	定時償還	定時償還
(9) 最終償還期日	平成34年12月25日	平成34年12月22日
(10) 定時償還期日	平成30年6月25日以降の 毎年6月25日及び12月25日	平成30年6月25日以降の 毎年6月25日及び12月25日
(11) 資金使途	運転資金	運転資金
(12) 保証人	株式会社中京銀行	株式会社大垣共立銀行
(13) その他重要な特約等	無し	無し

2. 資金の借入

当社は、平成29年12月14日の取締役会決議に基づき、以下のとおり借入を行いました。

- (1) 資金用途
運転資金、投資資金及び借入金返済資金
- (2) 借入先の名称
株式会社みずほ銀行含む22金融機関
- (3) 借入金額
3,250,000千円
- (4) 借入条件
市場金利を参考に決定されております。
- (5) 借入実行日
平成29年12月15日
- (6) 返済期限
平成34年11月25日～平成34年12月25日
- (7) 借入期間
5年
- (8) 担保提供資産又は保証の内容
無し
- (9) その他重要な特約等
無し

3. 第6回自社株式オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成29年11月27日、会社法第370条(取締役会の決議に替わる書面決議)による決議によって、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対して、以下のとおり新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議し、平成29年12月6日、会社法第370条(取締役会の決議に替わる書面決議)による決議によって、当該新株予約権を以下の通り付与すること決議いたしました。

(1) 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の中期経営計画における業績達成を目的として、業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役 2名 6,380個 (638,000株)

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 638,000株

(4) 新株予約権の数

6,380個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする)

(5) 新株予約権の発行価額

新株予約権1個当たり2,700円

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

1株当たり2,590円

(7) 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金へ組み入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の割当日

平成29年12月12日

(9) 新株予約権の行使期間

平成31年1月1日から平成39年12月11日

(10) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成30年9月期から平成32年9月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が17億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における経常利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

詳細につきましては、平成29年11月27日に公表いたしました「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 取得による企業結合

当社は、平成29年12月14日開催の取締役会において、Idealink株式会社(現名称：フランチャイズの窓口株式会社)の全株式を取得し完全子会社化することを決議し、同日付で契約を締結し、平成29年12月25日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Idealink株式会社

事業の内容：インターネットメディアの運営、インターネットサービスの受託開発及び制作等

資本金：資本金等1,000万円(資本準備金100万円含む)

企業結合を行った主な理由

Idealink株式会社が運営する、フランチャイズ加盟希望者と募集者を繋ぐWEBサイト「フランチャイズの窓口」や金融メディアサイトは、ライフサービスを提供する当社でも、未だ提供できていない領域であります。また、「フランチャイズの窓口」の加盟希望者と、当社のライフサービスジャンルにおける加盟店は顧客層として共通する要素が大きく、当社の事業運営上シナジーが十分に見込めるものと考えております。そこで、当社の事業で培ったWEBノウハウや当該シナジーを利用して、より企業価値向上を図るため、本企业結合を行うに至りました。

企業結合日

平成29年12月25日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価としてIdealink株式会社の全株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	240,000千円
取得原価		240,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 2,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【附属明細表】（平成29年9月30日現在）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	19,388	10,342		29,731	17,929	13,117	11,801
工具、器具及び備品	10,721	9,377		20,099	7,953	5,063	12,146
有形固定資産計	30,110	19,720		49,831	25,883	18,181	23,948
無形固定資産							
ソフトウェア	97,315	26,205		123,521	49,786	21,841	73,735
無形固定資産計	97,315	26,205		123,521	49,786	21,841	73,735

(注) 1. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却とは性格が異なるため、当期償却額の算定には含めておりません。

2. 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物附属設備	(資産除去債務見合資産)	10,342千円
工具、器具及び備品	(セキュリティ強化サーバー)	4,038千円
ソフトウェア	(社内システム)	19,633千円
	(サイト制作)	6,572千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保普通社債	平成29年 3月27日		232,500 (35,000)	0.37	なし	平成36年 3月27日
合計			232,500 (35,000)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	51,904	30,000	0.63	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	168,278	105,000	0.63	平成34年3月31日
合計	220,182	135,000		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,000	30,000	30,000	15,000

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,705	7,376	4,465	240	7,376
賞与引当金	2,326	11,856	2,326		11,856

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年9月30日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	668
預金	
普通預金	1,378,173
定期預金	200,004
計	1,578,177
合計	1,578,846

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
SSSEO(株)	17,280
ロイ(株)	10,766
(株)MOD	10,590
(株)LIMO	6,720
BEST(株)	5,695
その他	160,171
合計	211,224

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) 〔A〕	当期発生高 (千円) 〔B〕	当期回収高 (千円) 〔C〕	当期末残高 (千円) 〔D〕	回収率 (%) $\frac{〔C〕}{〔A〕 + 〔B〕} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{〔A〕 + 〔B〕}{2} - \frac{〔B〕}{365}$
142,759	1,914,183	1,845,719	211,224	89.73	33.75

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	202
合計	202

差入保証金

区分	金額(千円)
事務所敷金	149,603
その他	3,918
合計	153,521

未払金

相手先	金額(千円)
(株)EPARKメディアパートナーズ	41,817
(株)プランビー	15,963
平和サービス(株)	15,829
(株)ビズライフエージェント	6,121
トビラシステムズ(株)	1,926
その他	16,464
合計	98,123

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	129,329
合計	129,329

(3) 【その他】

最近事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)		650,912	1,119,869	1,754,467
税金前四半期(当期)純利益金額 (千円)		193,457	300,401	389,928
四半期(当期)純利益金額 (千円)		124,850	193,097	268,128
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		24.11	37.29	50.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)		8.27	13.18	13.44

(注) 1. 当社は、平成29年8月3日に東京証券取引所マザーズ市場及び名古屋証券取引所セントレックス市場に上場したため、第1四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期財務諸表について新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は平成29年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.sharing-tech.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)
平成29年6月30日東海財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成29年7月18日及び平成29年7月26日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第11期第3四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)平成29年8月14日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成29年11月27日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第11期第3四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)平成29年11月28日東海財務局長に提出。

(6) 確認書の訂正確認書

第11期第3四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)平成29年11月28日東海財務局長に提出。

(7) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

第11期(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)平成29年12月19日東海財務局長に提出。

(8) 内部統制報告書

平成29年12月19日東海財務局長に提出。

(9) 臨時報告書

平成29年12月20日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議)に基づく臨時報告書であります。

(10) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)平成30年2月14日東海財務局長に提出。

- (11) 臨時報告書
平成30年2月16日東海財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び同第19条第2項第7号の3(吸収合併)に基づく臨時報告書であります。
- (12) 臨時報告書
平成30年2月23日東海財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議)に基づく臨時報告書であります。
- (13) 臨時報告書
平成30年2月28日東海財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (14) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成30年2月23日 至 平成30年2月28日)平成30年5月1日東海財務局長に提出。
- (15) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月1日東海財務局長に提出。
- (16) 自己株券買付状況報告書
報告期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年4月30日)平成30年5月1日東海財務局長に提出。
- (17) 臨時報告書
平成30年5月10日東海財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議)に基づく臨時報告書であります。
- (18) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第12期第2四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月15日東海財務局長に提出。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第 1 【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第 2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月18日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 昌 美

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰 路

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシェアリングテクノロジー株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シェアリングテクノロジー株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月14日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 昌美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江戸川 泰路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシェアリングテクノロジー株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シェアリングテクノロジー株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。